平成27年度版

(平成26年度実績)

すぎなみの国保



平成27年11月

杉並区保健福祉部国保年金課

目 次

1.	国	保	ので	あり	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
2.	事	務	機相	冓																															
	(1)		事	务 分	掌	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
	(2)		係分	別職	員	数	(D)	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
3.	運	営	協詞	義会	<u> </u>																														
	(1)		運行	営協 崔状	協議	会	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5
	(2)		開有	崔壮	沈	<u>.</u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5
	(3)		委	員名	演簿	i •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	6
4.	被	保	険:	者																															
	(1)		被任	- 呆険	者	加	入	.状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	7
	(2)			隻平																															
	(3)			鈴階																															
	(4)			鈴階																															
	(5)			各耶																															
	(6)			各喪																															
	(7)		外[国人	国	民	健	康	保	険	加	入	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
	(8)		高的	鈴受	給	者	証	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
5.	、保	険	給	寸																															
	(1)		療	養 養 養費	计付	*費	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	4
	(2)		療	養費		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	6
	(3)			差 費																															
	(4)			須頻																															
	(5)			預介																															
	(6)		出点	産育	児	<u>_</u>	時	金		•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	4	1
	(7)		葬纲	祭 費		•	•	•		•	•	•	•	•		•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	1
	(8)		結材	亥•	精	神	医	療	給	付	金	•	•	•		•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	2
	(9)		不言	当利]得	収	納	状	況	•	•			•		•			•			•	•	•	•		•			•	•	•	•	4	3
	(9) (10)	損領	誤害	音償	請	求	返	還	状	況		•			•									•	•	•				•	•	•	4	3
	(11)	— ½	部貨	担	金	:減	免	処	理	状	況														•	•							4	4
	(12																																		
	(13																																		
6.	高	額	療	養費	資	金	:及	び	出	産	費	資	金	貸	付	制	度																		
	(1) (2)		高額	須瘡	養	費	資	金	貸	付	•	•	•	•	•	•	•				•					•							•	4	7
	(2)		 出疗	全費	資	金	貸	付	•	•	•					•					•					•							•	4	7
	(3)		基。	· 余	•		•																											4	7

7. 保险	倹料																													
(1)	保険料	率等	年月	度別.	(D)	推	移	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	4	8
(2)	保険料	収納	状衫	兄 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	4	9
(3)	保険料	収納	率の	の推	移		•	•	•	•			•	•	•	•	•		•		•	•	•		•		•	•	5	C
(4)	均等割	、所	得書	鴚、	限	度	額	世	帯の	O)	世	帯	割	合	لح	保	険	料	負	担	割	合	(当	初	賦	課)	5	1
(5)	保険料	(現	年を	分)	負	担	額	状剂	况	•			•	•	•	•	•		•		•	•	•		•		•	•	5	2
(6)	保険料	(均	等書	鴚額	į)	減	額	賦	課	状	況		•	•					•			•					•	•	5	2
(7)	保険料	一般	減纟	兔状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	
8. 国	保財政																													
(1)	平成 2	6年	度	夬算	収	支	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	3
(2)	国保財	政状	況			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	5	5
(3)	1世帯																													
(4)	被保険	者 1	人	当り	費	目	別	状剂	况	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	7
	:健事業																													
(1)	特定健																													
(2)	夏季保																													
(3)	医療費	通知	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	2
10. 趣	旨普及																													
(1)	国保だ	より	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	3
(2)	パンフ																													
(3)	ポスタ	· •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	3
(4)	事業概	要(すき	ぎな	み	の	国	保))	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	3
*参考資	料	平成	2 (6 年	度	事	業	年	報																					

1. 国保のあゆみ

年 月	主な事項
翢33.12	新国民健康保険法(以下「法」という)制定(34.1.1 施行)
3 4. 1 0	特別区国民健康保険事業調整条例制定(10.23 施行)
1 1	杉並区国民健康保険条例(以下「条例」という)制定(12.1 施行) 杉並区国民健康保険運営協議会規則制定(11.26 施行)
1 2	特別区一斉に国民健康保険事業開始 保険給付率、世帯主 7 割、世帯員 5 割 助産費 1,500 円、葬祭費 2,500 円、保険料均等割額 600 円 保険料所得割額前年度区民税額 100 分の 95、保険料限度額 50,000 円 被保険者証交付 本区発足時世帯 35,048 世帯、被保険者 99,441 人
35. 2	杉並区国民健康保険条例施行規則制定(2.1 施行)
1 0	都民皆保険達成
36. 4	国民皆保険達成
7	医療費改定(12.5%引き上げ)
1 2	医療費緊急是正(2.3%引き上げ)
37. 3	法の一部改正(4.1 施行)
	療養給付費に対する国の負担割合を 100 分の 20 から 100 分の 25 に引き上げ
1 1	条例の一部改正(12.1 施行)
	助産費 1,500 円を 2,000 円に改定
38. 3	条例の一部改正(4.1 施行)
	(1) 結核予防法第 34、35 条及び精神衛生法第 29 条適用医療の 10 割給付
	(2) 保険料均等割額を38年度に限り600円から500円に引き下げ
1 0	条例の一部改正 (10.1 施行) (1) 準世帯主の 7 割給付 (2) 老人ホーム収容者の国保適用除外
	(3) 督促手数料撤廃

38.12	条例の一部改正 (12.26 施行) 低所得者に対する保険料減額対象世帯及び減額賦課に関する規定の設定 (38 年度分保険料から適用)
39. 3	条例の一部改正 (4.1 施行) 助産費 2,000 円を 3,000 円に、葬祭費 2,500 円を 3,000 円にそれぞれ改正
1 2	条例の一部改正(40.1.1 施行) 家族の給付率を 5 割から 7 割に引き上げ
40. 1	医療費緊急是正 (9.5%引き上げ)
3	条例の一部改正 (3.31 施行) (1) 低所得被保険者に対する保険料軽減額の引き上げ (2) 延滞金の金額及び規定の改正 (40 年度分保険料から適用)
1 0	条例の一部改正(10.1 施行) 低所得被保険者に対する保険料減額措置対象世帯の範囲拡大 (40 年度分保険料から適用) 薬価基準 10.2%引き下げ
41. 3	条例の一部改正 (4.1 施行) 保険料所得割額の賦課対象を区民税額から住民税額 (特別区民税+都民税) に変更
6	法の一部改正 (6.6 施行) 療養給付費に対する国の負担割合を 100 分の 25 から 100 分の 40 に引き上げ
7	条例の一部改正(10.1 施行) 保険料所得割料率の 100 分の 95 を 100 分の 112 に改定
42. 1	法施行規則の一部改正 (4.1 施行) 日本に永住を許可された大韓民国国民並びに外国人世帯に属する日本人について国 保適用
3	条例の一部改正(4.1 施行) 地方税法の改正に伴い保険料所得割額の算定にあたり退職所得にかかる住民税額の 除外

42.10	条例の一部改正(10.5 施行)
12. 10	(1) 保険料軽減対象世帯の範囲拡大
	(2) 軽減対象世帯の所得計算から退職所得を除外
	(3) 延滞金に関する規定の整備
	(42年度分保険料から適用)
	(44 中反力 体例付かり適用)
1 2	医療費改定(医科 7.68%、歯科 12.65%引き上げ)
43. 3	条例の一部改正(4.1 施行)
	育児手当金の新設、支給額 2,000 円
6	条例の一部改正(6.21 施行)
	(1) 保険料軽減対象世帯の範囲拡大
	(2) 地方税法の改正に伴い保険料の延滞金に関する規定の一部改正
	(43年度分保険料から適用)
44. 1	薬価基準 5.6%引き下げ
	Nemace 1 stoyester 17
6	条例の一部改正
	(1) 精神衛生法第 32 条適用医療を 10 割給付(8.1 施行)
	(2) 助産費 3,000 円を 10,000 円に改定 (9.1 施行)
1 2	都の老人医療費無料化実施(70歳以上)
45. 2	医療費改定(医科 8.77%、歯科 9.73%引き上げ)
3	冬周の、如みて(4.1 歩行)
3	条例の一部改正(4.1 施行) 葬祭費 3,000 円を 5,000 円に改定
	新宗貝 3,000 口で 9,000 口に以た
6	条例の一部改正(6.22 施行)
	(1) 保険料所得割額の算定について用語の明確化
	(2) 延滞金の計算を日歩から年利建てとする
	(45年度分保険料から適用)
7	医療費改定(医科 9.74%引き上げ)
· ·	
8	薬価基準 3.0%引き下げ

47. 2	医療費改定(医科 13.7%、歯科 13.7%、調剤 6.54%引き上げ) 薬価基準 3.9%引き下げ
1 2	条例の一部改正(48.1.1 施行) 外国人登録されている外国人に国保適用
48. 1	国の老人医療費無料化実施(70歳以上)
7	都の老人医療費無料化支給年齢引き下げ実施 (65 歳以上)
1 1	条例の一部改正(12.26 施行) 高額療養費支給制度の新設(12 月診療分から適用)
49. 2	医療費改定(医療 19.0%、歯科 19.9%、調剤 8.5%引き上げ) 薬価基準 3.4%引き下げ
3	条例の一部改正(4.1 施行) (1) 助産費 10,000 円を 20,000 円に改定 (2) 葬祭費 5,000 円を 10,000 円に改定
6	条例の一部改正(10.1 施行) (1) 保険料限度額 50,000 円を 80,000 円に改定 (2) 保険料(所得割)特別減免制度の実施
1 0	医療費改定(医科 16.0%、歯科 16.2%、調剤 6.6%引き上げ)
50. 1	薬価基準 1.55%引き下げ
1 0	高額療養費法定給付化(10.1 施行)一部負担金 30,000 円
51. 3	条例の一部改正(4.1 施行) (1) 保険料均等割額 600 円を 2,400 円に改定 (2) 保険料限度額 80,000 円を 120,000 円に改定 (3) 条例減額の額の改定 (4) 助産費 20,000 円を 40,000 円に改定
4	保険料訪問徴収制度を廃止し自主納付制度に一本化 医療費改定(医科 9.0%引き上げ)

_	
5 1.	7 条例の一部改正 (7.1 施行)
	保険料(均等割)条例減額該当者に対する減額賦課の規定の新設(51 年度分保険料
	から適用)
8	8 高額療養費自己負担限度額 30,000 円を 39,000 円に改定
	医療費改定(歯科 9.6%、調剤 4.9%引き上げ)
5 2.	4 高額療養費資金貸付制度発足
5 3. 2	2 医療費改定(医科 9.3%、歯科 12.5%、調剤 1.6%引き上げ)
	薬価基準 5.8%引き下げ
3	3 条例の一部改正 (4.1 施行)
	(1) 保険料均等割額 2,400 円を 4,800 円に改定
	(2) 保険料限度額 120,000 円を 170,000 円に改定
	(3) 条例減額の額を改定
	(4) 助産費 40,000 円を 60,000 円に改定
	(5) 葬祭費 10,000 円を 20,000 円に改定
	(3) 猝分員 10,000 日本 20,000 日
54.	3 条例の一部改正 (4.1 施行)
	助産費重複支給の制限規定の新設(10.1 から適用)
1 1	1 条例の一部改正 (55.4.1 施行)
	(1) 保険料均等割額 4,800 円を 6,000 円に改定
	(2) 保険料所得割料率 100 分の 11 を 100 分の 122 に改定
	(3) 保険料限度額 170,000 円を 220,000 円に改定
	(4) 条例減額の額を改定
	(5) 助産費 60,000 円を 80,000 円に改定
	(6) 葬祭費 20,000 円を 30,000 円に改定
	(0) FAR 20,000 12 00,000 11 CBAL
55.	4 特別区の保険料賦課方式を所得対応から医療費対応へ
1 1	1 条例の一部改正 (56.4.1 施行)
	(1) 保険料均等割額 6,000 円を 8,400 円に改定
	(2) 保険料所得割料率 100 分の 122 を 100 分の 118 に改定
	(3) 保険料限度額 220,000 円を 240,000 円に改定
	(4) 条例減額の額の改定 (56 年度分保険料から適用)

56. 6	条例の一部改正(6.22 施行)
	条例減額の額の改定(56年度分保険料から適用)
	医療費改定(医科 8.4%、歯科 5.9%、調剤 3.8%引き上げ)
	薬価基準 18.6%引き下げ
1 2	条例の一部改正(57.4.1 施行)
	(1) 保険料賦課基準を前年度住民税額から当該年度住民税額に変更
	(2) 保険料均等割額 8,400 円を 9,000 円に改定
	(3) 保険料所得割料率 100 分の 118 を 100 分の 107 に改定
	(4) 保険料限度額 240,000 円を 260,000 円に改定
	(5) 条例減額の額の改定
	(6) 助産費 80,000 円を 100,000 円に改定
	(7) 特別減免制度の廃止
57. 3	医療費通知実施(56.12 月診療分)
7	条例の一部改正(7.1 施行)
	条例限額基準額の改定(57年度分保険料から適用)
8	老人保健法成立(58.2.1 施行)
9	高額療養費自己負担限度額 39,000 円を 51,000 円に改定、暫定措置として 57 年 12 月診
	療分まで 45,000 円、住民税非課税世帯及び老人被保険者については 39,000 円措置
5 8. 1	薬価基準 4.9%引き下げ
6	条例の一部改正(6.22 施行)
	(1) 条例減額基準額の改定
	(2) 過料の額の改定(10.1 から適当)(58 年度分保険料から適用)
1 2	条例の一部改正(59.4.1 施行)
	(1) 保険料限度額 260,000 円を 280,000 円に改定
	(2) 保険料限度額規定の整備

59. 3	医療費改定(医科 3.0%、歯科 1.1%、調剤 1.0%引き上げ) 薬価基準 16.6%引き下げ
6	条例の一部改正 (6.29 施行) (1) 条例減額基準額の改定 (59 年度分保険料から適用) (2) 助産費支給対象外者に対する用語の整備
9	条例の一部改正 (10.1 施行) 退職者医療制度実施に伴い一部負担金割合等の規定の整備
1 0	高額療養費自己負担限度額に世帯合算負担軽減、支給対象 4 回目以降負担額軽減、長期 特定疾病負担額軽減の特例をいれる
1 2	条例の一部改正 (60.4.1 施行) (1) 保険料限度額 280,000 円を 310,000 円に改定 (2) 被用者保険との保険料二重賦課規定の整備
60. 3	医療費改定(医科 3.5% 、歯科 2.5% 、調剤 0.2% 引き上げ) 薬価基準 6.0% 引き下げ
61. 3	条例の一部改正(4.1 施行) (1) 国民健康保険運営協議会に被用者保険等保険者を代表する委員を加える (2) 保険料均等割額9,000円を12,000円に改定 (3) 保険料限度額310,000円を350,000円に改定 (4) 助産費100,000円を130,000円に改定 (5) 葬祭費30,000円を50,000円に改定 (6) 退職者医療制度実施に伴い保険料賦課に係る規定の整備 医療費改定(医療2.5%、歯科1.5%、調剤0.3%引き上げ) 薬価基準5.1%引き下げ
5	高額療養費自己負担限度額 51,000 円を 54,000 円に改定
6	条例の一部改正(7.2 施行) 条例減額基準額の改定 (61 年度分保険料から適用)
1 2	法の一部改正(62.1.1 施行) 保険料滞納者に対する措置を規定

(1) 過料に係る規定の整備(3.18 施行) (2) 保険料限度額 350,000 円を 370,000 円に改定(4.1 施行)	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
【 63. 3 │保険料限度額 370,000 円を 390,000 円に改定 (4.1 施行)	
03. 3 体験特別支債 370,000 円を 350,000 円に以た (4.1 旭刊)	
4 医療費改定(医科 3.8%、調剤 1.7%引き上げ)	
薬価基準 10.2%引き下げ	
法の一部改正	
保険基盤安定制度の創設	
(1) 保険料均等割額 12,000 円を 14,400 円に改定	
(2) 保険料限度額 390,000 円を 400,000 円に改定	
(3) 地方税法改正に伴い保険料減額賦課に係る規定の整備	
6 高額療養費自己負担額 54,000 円(非課税世帯 30,000 円)を 57,000 円(31,800	円) に、
多数該当 30,000 円(21,000 円)を 33,000 円(22,200 円)に改定(7.1 施行)	
2. 3 条例の一部改正 (4.1 施行)	
保険料限度額 400,000 円を 420,000 円に改定	
4 医療費改定(医科 4.0%、歯科 1.4%、調剤 1.9%引き上げ)	
薬価基準 9.2%引き下げ	
6 法の一部改正 保険基盤安定制度の恒久化	
	ш/ >~
3. 4 高額療養費自己負担額 57,000 円 (非課税世帯 31,800 円) を 60,000 円 (33,600 多数該当 33,000 円 (22,200 円) を 34,800 円 (23,400 円) に改定 (5.1 施行)	円)に、
4. 3 条例の一部改正(4.1 施行)	
(1) 保険料均等割額 14,400 円を 16,800 円に改定	
(2) 保険料限度額 420,000 円を 440,000 円に改定 (3) 助産費 130,000 円を 240,000 円に改定	
(3) 均圧貝 150,000 口で以足	
5. 3 条例の一部改正 (4.1 施行)	
保険料限度額 440,000 円を 460,000 円に改定	

- 5. 4 高額療養費自己負担額 60,000 円 (非課税世帯 33,600 円) を 63,000 円 (35,400 円) に、 多数該当 34,800 円 (23,400 円) を 37,200 円 (24,600 円) に改定 (5.1 施行)
- 6. 3 条例の一部改正(4.1 施行)

保険料限度額 460,000 円を 500,000 円に改定

4 医療費改定(医科 5.2%、歯科 2.3%、調剤 2.1%引き上げ) 薬価基準 6.6%引き下げ

- 6 条例の一部改正 (7.1 施行)
 - (1) 保険料均等割額 16,800 円を 15,900 円に読み替えて適用
 - (2) 保険料所得割料率 100 分の 107 を 100 分の 133.7 に読み替えて適用 ※ 平成 6 年度分に限る
- 9 条例の一部改正(10.1 施行)
 - (1) 入院時食事療養費の新設(標準負担額・一般1日600円、減額措置該当者90日までの入院1日450円、90日をこえる入院1日300円)
 - (2) 訪問看護療養費の新設
 - (3) 付添看護等に係る給付の改善
 - (4) 出産育児一時金の新設 助産費(240,000 円)及び育児手当金(2,000 円)を統合して出産育児一時金 (300,000 円)とする
 - (5) 用語の改正 療養取得機関を保険医療機関にする等用語の改正を行う

7. 3 法の一部改正

保険基盤安定制度の特別継続、精神・結核に係る住所地主義の特例創設 条例の一部改正(4.1 施行)

保険料所得割料率を 100 分の 119 に改定

- 9 条例の一部改正(10.2 施行)
 - (1) 結核予防法・精神保健法適用被保険者について、一部負担金の支払を要しない旨 の規定削除(7.7.1 からの適用)
 - (2) 結核・精神医療給付金の新設(7.7.1 から適用)
 - (3) 地方税法改正に伴う保険料減額賦課に係る規定の整備

- 8. 3 条例の一部改正(4.1 施行)
 - (1) 保険料限度額 500,000 円を 520,000 円に改定
 - (2) 保険料所得割料率 100 分の 119 を 100 分の 155 に改定
 - (3) 保険料均等割額 16,800 円を 19,500 円に改定
 - 4 医療費改定(医科 3.6%、歯科 2.2%、調剤 1.3%引き上げ) 薬価基準 6.8%引き下げ
 - 6 |高額療養費自己負担限度額 63,000 円を 63,600 円に改定(非課税世帯 35,400 円変わらず)
 - 10 入院時食事療養費の標準負担額の改定 (一般 1 日 760 円、減額措置該当者 90 日までの 入院 1 日 650 円、90 日をこえる入院 1 日 500 円)
- 9. 3 条例の一部改正(4.1 施行)
 - (1) 葬祭費 50,000 円を 70,000 円に改定 (9年度分については 60,000円)
 - (2) 保険料所得割料率 100分の 155を 100分の 162に改定
 - (3) 保険料均等割額 19,500 円を 22,500 円に改定
 - 4 医療費改定(医科 1.31%、歯科 0.75%、調剤 1.15%引き上げ) 薬価基準 4.4%引き下げ
 - 6 法の一部改正 (9.1 施行)

外来薬剤 (6歳未満の者は免除)

- 内服薬投薬ごとに1日分につき1種類0円、2~3種類30円、4~5種類60円、6種類以上100円
- ・ 外用薬投薬ごとに1種類50円、2種類100円、3種類以上150円
- ・ 頓服薬投薬ごとに1種類につき10円
- 10. 3 条例の一部改正(4.1 施行)
 - (1) 出産育児一時金 300,000 円を 350,000 円に改定
 - (2) 保険料限度額 520,000 円を 530,000 円に改定
 - (3) 保険料所得割料率 100 分の 162 を 100 分の 187 に改定
 - (4) 保険料均等割額 22,500 円を 26,100 円に改定
 - 4 医療費改正(医科 1.5%、歯科 1.5%、調剤 0.7%引き上げ) 薬価基準 9.7%引き下げ

11.	3	条例の一部改正(4.1 施行)
		(1) 保険料所得割料率 100 分の 162 を 100 分の 187 に改定(本則)
		(2) 国民健康保険法施行令改正に伴う保険料減額に係る規定の削除
12.	3	条例の一部改正(4.1 施行)
		(1) 保険料の賦課額の改定
		(2) 保険料の改定
		医療分 所得割料率 100分の187を100分の194に改定
		介護分 所得割料率 100分の14を新設 均等割額7,200円を新設
		限度額 70,000 円を新設
		(3) 基礎賦課総額の新設
		介護納付金賦課総額の新設
	4	医療費改正(医科 2.0%、歯科 2.0%、調剤 0.8%引き上げ)
		薬価基準 7.0%引き下げ
13.	1	法の一部改正(1.1 施行)
		(1) 高額療養費の自己負担限度額1ヶ月 63,600 円を次のとおり改定
		一般世帯 $63,600$ 円+(医療費 $-318,000$ 円) $\times 0.01$
		上位所得者 121,800 円+(医療費-609,000 円)×0.01
		特別区民税非課税世帯 35,400 円のまま据え置き
		(2) 入院時の食事負担一日 760 円を一日 780 円に改定
		(3) 海外療養費の新設
		(4) 住所地特例の拡大 長期入院した場合も住所地特例とする
	3	条例の一部改正(13.4.1 施行)
		(1) 運営協議会の会議の公開を規定
		(2) 保険料の改定
		医療分 均等割額 26,100 円を 27,300 円に改定
		介護分 所得割料率 100分の14を100分の19に改定
		均等割額 7,200 円を 8,100 円に改定
		(3) 医療分保険料の賦課割合 67:33 を 66:34 に改定
		国民健康保険出産費資金貸付基金条例の制定(13.3.15 施行)
14.	3	条例の一部改正(4.1 施行)
		保険料の改定
		医療分 保険料賦課総額の賦課割合 66:34 を 64:36 に改定
		介護分 均等割額 8,100 円を 7,800 円に改定

- 14. 4医療費改定 医科 1.3%、歯科 1.3%、調剤 1.3%引き下げ(4.1 改定)薬価基準 1.4%引き下げ(4.1 改定)
 - 10 法の一部改正(10.1 施行)
 - 1 一部負担金の割合の変更

3歳未満の乳幼児の一部負担金の割合を3割から2割に引き下げ 老人保健制度の対象年齢が75歳に引き上げられることに伴い、70歳以上の被 保険者の一部負担金の割合は、所得に応じて1割又は2割の負担に改正

2 高額療養費の自己負担限度額を変更

70 歳未満

一般世帯 72,300 円+ (医療費-361,500 円) $\times 0.01$ 上位所得者 139,800 円+ (医療費-699,000 円) $\times 0.01$ 70 歳以上

外来(個人ごと) 外来・入院(世帯単位)

一定以上所得者 40,200 円 70 歳未満一般と同じ

一般 12,000 円 40,200 円 低所得者 I 8,000 円 24,600 円 低所得者 I 8,000 円 15,000 円

3 退職被保険者等に係る老人医療拠出金は、退職者医療制度で 2 分の 1 から全額負担に改正

15. 3 条例の一部改正(4.1 施行)

1 賦課方式の変更

年 2 回 4 月、7 月に算出していた方法から、6 月に当該年度住民税による年 1 回 の算出、賦課方式に変更。

2 保険料の改定

医療分 所得割料率 100分の194を100分の204に改定

均等割額 27,300 円を 29,400 円に改定

介護分 所得割料率 100分19を100分の23に改定

均等割額 7,800 円を 9,000 円に改定

法施行規則の一部改正

被保険者証を一人1枚のカード様式に変更(4.1の更新時より)

- 4 法の一部改正 (4.1 施行)
 - 1 退職被保険者等の一部負担割合の変更

退職被保険者本人 外来 2 割 入院 2 割 入

退職被保険者の被扶養者 外来3割 入院2割 を全て3割に引き上げ

2 高額療養費の自己負担限度額を変更 70 歳未満 72,300 円+(医療費-241,000 円)×0.01一般世帯 上位所得者 139,800 円+ (医療費-466,000 円) ×0.01 3 保険料徴収事務を私人 (コンビニエンスストア等) に委託できるように改正 15. | 全国で初めてコンビニエンスストアでの国民健康保険料の納付を開始 16. 3 条例の一部改正(4.1 施行) 保険料の改定 医療分 所得割料率 100分の204を100分の208に改定 均等割額 29,400 円を 30,200 円に改定 介護分 所得割料率 100分の23から100分の25に改定 均等割額 9,000 円から 10,800 円に改定 | 医療費改定 薬価基準 1.0%引き下げ(4.1 改定) 17. 条例の一部改正(4.1 施行) 保険料の改定 医療分 均等割額 30,200 円を 32,100 円に改定 介護分 所得割料率 100分の25から100分の32に改定 10,800 円から 12,000 円に改定 均等割額 法の一部改正(4.1 施行) 市区町村が行う国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する国庫負担を 見直し、都道府県負担を導入 5 画像レセプト情報管理システムの導入 資格・内容点検、過誤・再審査申出等の給付事務を効率的に行うため、画像レセプ ト情報管理システムを導入した。 18. 条例の一部改正(4.1 施行) 保険料の改定 医療分 所得割料率 100分の208を100分の182に改定 均等割額 32,100 円を 33,300 円に改定 介護分 所得割料率 100分の32から100分の36に改定

18. 4 医療費改定 医科 1.5% 歯科 1.5% 調剤 0.6%引き下げ(4.1 改定)

薬価基準 1.8%引き下げ(4.1 改定)

精神医療給付金の対象者と給付額の改定

入院時食事療養費の標準負担額が、1日780円から1食260円に改定

6 | 健康保険法等の一部を改正する法律(医療制度改革法案)の成立

10 法の一部改正 (10.1 施行)

1 一部負担金の割合の変更

70歳以上の被保険者の一部負担金の割合を所得に応じて2割から3割に改正

2 高額療養費の自己負担限度額を改正

70 歳未満

一般世帯 80,100 円+ (医療費-267,000 円) $\times 0.01$

上位所得者 150,000 円+ (医療費-500,000 円) ×0.01

70歳以上 外来 外来・入院(世帯単位)

一定以上所得者 44,400 円 80,100 円+ (医療費-267,000 円) ×0.01

一般世帯 変更なし 44,400円

- 3 特定療養費を廃止し、保険外併用療養費と入院時生活療養費を新設
- 4 人工透析を必要とする 70 歳未満の上位所得者の自己負担限度額を 10,000 円から 20,000 円に改定

19. 3 条例の一部改正(4.1 施行)

1 保険料の改定

医療分 所得割料率 100分の182を100分の124に改定

均等割額 33,300 円を 35,100 円に改定

介護分 所得割料率 100分の36を100分の20に改定

限度額を80,000円から90,000円に改定

2 緩和措置の適用

地方税法の改正による税率変更の影響を緩和するため、課税総所得金額 700 万円 以下の場合は、課税総所得金額の 2.5% (上限 5 万円) を住民税所得割額から控 除し、保険料を算定する措置を設けた。

4 法施行規則の一部改正(4.1 施行)

70 歳未満の被保険者の入院時に係る高額療養費の現物給付制度を導入。

出産育児一時金の受取代理の実施

被保険者の出産に伴う一時的な費用負担を軽減する制度として、出産育児一時金受取代理制度を導入。

20. 3 条例の一部改正(4.1 施行)

1 保険料の改定

医療分 所得割料率 100分の124を100分の90に改定

均等割額 35,100円を28,800円に改定

限度額 530,000 円を 470,000 円に改定

後期高齢者支援金分を創設

所得割料率 100分の27とする。

均等割額 8,100円とする。

限度額 120,000円とする。

介護分 所得割料率 100分の20を100分の18に改定

均等割額 12,000 円を 11,100 円に改定

2 緩和措置の適用

平成19年度に引き続き、緩和措置を実施。

- 3 後期高齢者医療制度の創設に伴う経過措置
 - ・特定同一世帯所属者に係る保険料の減額
 - ・旧健康保険被扶養者に係る保険料の減免

4 後期高齢者医療制度の創設

75 歳以上の被保険者(寝たきりなどの障害がある 65 歳以上で認定を受けた者)は、 国民健康保険適用の対象外となる。

法の一部改正(4.1 施行)

- 一部負担金の割合の変更
 - ・3 歳未満の負担割合「2割」の対象を義務教育就学前(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)に拡大。
 - ・70 歳から 74 歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた割合を「1割」から「2割」に改正。(ただし、平成 20年4月から平成 21年3月までの一年間、負担割合を1割に凍結。自己負担限度額も同様に据え置く。)
 - ・入院時生活療養費の適用を70歳から65歳に改正
 - ・高額医療・高額介護合算制度の新設
 - ・退職者医療制度の廃止

経過措置として、平成 26 年度中までは新規適用を行い、平成 27 年度以降は、退職被保険者全員が 65 歳到達等で一般被保険者となるまで制度を存続する。

医療費改定 医科 0.42% 歯科 0.42% 調剤 0.17%引き上げ (4.1 改定) 薬価基準 1.1%引き下げ (4.1 改定)

6 特定健康診査の健診開始(40歳から74歳までの被保険者対象)

20.10 帯納者への納付勧奨を電話で行う「納付センター」を開設

(同時に滞納整理システム稼動)

特定保健指導開始(特定健康診査の結果、国が定めた基準により、メタボリックシンドロームが強く疑われる方と予備群の方が対象)

21. 1 「産科医療補償制度」開始に伴い、出産育児一時金を 350,000 円から 380,000 円に改定 法施行令等の一部改正 (1.1 施行)

75 歳到達により後期高齢者医療制度に移行した被保険者等の自己負担限度額を移行月(1日除く)のみ 1/2 に改正

3 条例の一部改正(4.1 施行)

1 保険料の改定

医療分 所得割料率 100分の90を100分の68に改定

均等割額 28,800 円を 27,600 円に改定

後期高齢者支援金分を創設

所得割料率 100分の27を100分の26に改定

均等割額 8,100 円を 9,600 円に改定

介護分 所得割料率 100分の18を100分の12に改定

限度額 90,000 円を 100,000 円に改定

4 | 高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続

平成 20 年 4 月に 70 歳から 74 歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担 割合を平成 20 年度 1 割に凍結したが、さらに平成 22 年 3 月までの 1 年間継続

10 出産育児一時金

妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするための緊急の少子化対策として、出産育児一時金を 380,000 円から 420,000 円に改定するとともに、医療機関等への直接支払制度を開始

国民健康保険料の年金からの引き落とし(特別徴収)を開始。国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、住民税を合わせたオンライン画面を作成し、問い合わせにワンストップで対応

22. 1 税申告の保険料控除記載時などの参考資料として、国民健康保険料、後期高齢者医療 保険料、介護保険料の年内納付額を記載した通知を送付

22. 3 条例の一部改正(4.1 施行)

1 保険料の改定

医療分 所得割料率 100分の68を100分の80に改定

均等割額 27,600円を31,200円に改定

限度額 470,000 円を 500,000 円に改定

後期高齢者支援金分

所得割料率 100分の26を100分の23に改定

均等割額 9,600 円を8,700 円に改定

限度額 120,000 円を 130,000 円に改定

介護分 所得割料率 100分の12を100分の16に改定

均等割額 11,100 円を 12,000 円に改定

2 保険料減額

応益割合にかかわらず、7割、5割、2割減額を一律導入

- 3 旧健康保険被扶養者に係る保険料の条例減免を継続 旧健康保険被扶養者に係る 2 年間の経過措置である保険料減免の取り扱いを平成 25 年 3 月 31 日まで延長
- 4 | 高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続

平成 20 年 4 月に 70 歳から 74 歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成 21 年度 1 割に凍結したが、さらに平成 23 年 3 月までの 1 年間継続医療費改定 医科 1.74% 歯科 2.09% 調剤 0.52%引き上げ薬価基準 1.36%引き下げ

6 非自発的失業者に対する保険料の軽減措置

非自発的失業者が、失業時からその翌年度までの間、前年度の給与所得を 30/100 として保険料を計算する軽減措置の受付を開始。高額療養費等の所得区分の判定についても、給与所得 30/100 として計算

23. 3 条例の一部改正(4.1 施行)

- 1 保険料賦課方式の変更と保険料軽減の経過措置
 - ・保険料賦課の所得割算定方式を「住民税方式」から「旧ただし書き方式」に変更
 - ・賦課方式変更に伴い、保険料負担の増加する階層が生じることから、平成 23 年度 と平成 24 年度の 2 年間、住民税非課税と「旧ただし書き所得」が課税標準額の 1.5 倍を超える場合を対象に、3 段階の区分で保険料を軽減する経過措置を設ける
- 2 保険料の改定

医療分 所得割料率 100分の80を100分の6.13に改定

限度額 500,000 円を 510,000 円に改定

後期高齢者支援金分

所得割料率 100分の23を100分の1.96に改定

限度額 130,000 円を 140,000 円に改定

介護分 所得割料率 100分の16を100分の0.98に改定

均等割額 12,000 円を 13,200 円に改定 限度額 100,000 円を 120,000 円に改定

出産育児一時金の支給額

平成 23 年 4 月以降も現行の 42 万円を維持する。小規模な診療所・助産所等を対象 に従来の受取代理制度を復活

4 高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続

平成 20 年 4 月に 70 歳から 74 歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担 割合を平成 22 年度 1 割に凍結したが、さらに平成 24 年 3 月までの 1 年間継続

24. 3 条例の一部改正(4.1 施行)

1 保険料の改定

医療分 所得割料率 100分の6.13を100分の6.28に改定

均等割額 31,200 円を 30,000 円に改定

限度額 510,000 円で前年度と同

後期高齢者支援金分

所得割料率 100 分の 1.96 を 100 分の 2.23 に改定

均等割額 8,700 円を 10,200 円に改定

限度額 140,000 円で前年度と同

介護分 所得割料率 100分の0.98を100分の1.38に改定

均等割額 13,200 円を 14,100 円に改定

限度額 100,000 円を 120,000 円に改定

2 保険料軽減の経過措置

前年度の賦課方式変更に伴い、住民税非課税と「旧ただし書き所得」が課税標準額の 1.5 倍を超える場合を対象に、3 段階の区分で保険料を軽減する経過措置を前年度に引続き設ける

24. 4 法施行規則の一部改正(4.1 施行)

- 1 高額療養費の現物給付制度について、従前からの入院に加え外来を対象とする。
- 2 高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続 平成20年4月に70歳から74歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成22年度1割に凍結したが、さらに平成25年3月までの1年間継続
- 3 医療費改定 医科 1.55% 歯科 1.7% 調剤 0.46%引き上げ (4.1 改定) 薬価基準 1.38%引き下げ (4.1 改定)

25. 3 条例の一部改正(4.1 施行)

1 保険料の改定

医療分 所得割料率 100分の6.28を100分の6.02に改定

均等割額 30,000 円を30,600 円に改定

限度額 510,000 円で前年度と同

後期高齢者支援金分

所得割料率 100 分の 2.23 を 100 分の 2.34 に改定

均等割額 10,200 円を 10,800 円に改定

限度額 140,000 円で前年度と同

介護分 所得割料率 100分の1.38を100分の1.64に改定

均等割額 14,100 円を 15,000 円に改定

限度額 120,000 円で前年度と同

2 住民税非課税者の保険料軽減措置

平成 23 年度の賦課方式変更に伴う経過措置は終了とする。新たに「住民税非課税者」を対象に 25 年度、26 年度の 2 年間、減額措置を実施する。

3 国保から後期高齢者医療制度に移行した方のいる世帯の保険料軽減特例措置 移行して 5 年以内の方を対象としていたものを、移行した全ての方を対象とする よう改定する。

高額療養費資金及び出産費資金貸付基金の見直し

介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金と統合し、かつ基金額を1千万円とした。介護貸付基金は廃止する。

25. 4 高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続

平成 20 年 4 月に 70 歳から 74 歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担 割合を平成 22 年度 1 割に凍結したが、さらに平成 26 年 3 月までの 1 年間継続

10 ジェネリック差額通知実施(25.7月調剤分)

26. 3 条例の一部改正(4.1 施行)

1 保険料の改定

医療分 所得割料率 100分の6.02を100分の6.30に改定

均等割額 30,600 円を 32,400 円に改定

限度額 510,000 円で前年度と同

後期高齢者支援金分

所得割料率 100分の2.34を100分の2.17に改定

均等割額 10,800 円で前年度と同

限度額 140,000 円を 160,000 円に改定

介護分 所得割料率 100分の1.64を100分の1.56に改定

均等割額 15,000 円を 15,300 円に改定 限度額 120,000 円を 140,000 円に改定

2 保険料均等割軽減の拡大

5割軽減対象世帯の拡大と減額判定基準額の引き上げ、また、2割減額判定基準額 の引き上げを行う。

3 住民税非課税者の保険料軽減措置 25 年度に引き続き 26 年度まで、「住民税非課税者」を対象に減額措置を実施する。

4 高齢受給者証対象者の一部負担金割合の見直し

平成 26 年 4 月 1 日以降に 70 歳になる被保険者から、一部負担金の所得に応じた負担割合を 2 割または 3 割とする。ただし、それ以前に 70 歳になった被保険者で 2 割と判定された方は、1 割のまま継続される。

医療費改定 医科 0.82% 歯科 0.99% 調剤 0.22%引き上げ (4.1 改定) 薬価基準 0.63%引き下げ (4.1 改定)

27. 1 法施行令の一部改正(1.1施行)

① 70歳未満の高額療養費の自己負担限度額を改正 旧ただし書き所得901万円超

252,600 円+ (医療費-842,000 円) ×0.01

旧ただし書き所得600万円~901万円以下

167,400 円+ (医療費-558,000 円) ×0.01

旧ただし書き所得 210 万円~600 万円以下

80,100 円+(医療費-267,000 円)×0.01

旧ただし書き所得 210 万円以下

57.600 円

② 70 歳未満の高額介護合算療養費の自己負担限度額を改正

旧ただし書き所得901万円超

2,120,000 円

旧ただし書き所得 600 万円~901 万円以下 1,410,000 円

旧ただし書き所得 210 万円~600 万円以下

670,000 円

旧ただし書き所得 210 万円以下

600,000 円

条例の一部改正(4.1 施行) 3

1 保険料の改定

医療分 所得割料率 100分の6.30を100分の6.45に改定

> 均等割額 32,400 円を 33,900 円に改定

限度額 510,000 円を 520,000 円に改定

後期高齢者支援金分

所得割料率 100分の2.17を100分の1.98に改定

均等割額 10,800 円で前年度と同

限度額 160,000 円を 170,000 円に改定

介護分 所得割料率 100分の1.56を100分の1.45に改定

> 均等割額 15,300 円を 14,700 円に改定

限度額 140,000 円を 160,000 円に改定

2 保険料均等割軽減の拡大

5割軽減対象世帯の拡大と減額判定基準額の引き上げ、また、2割減額判定基準額 の引き上げを行う。

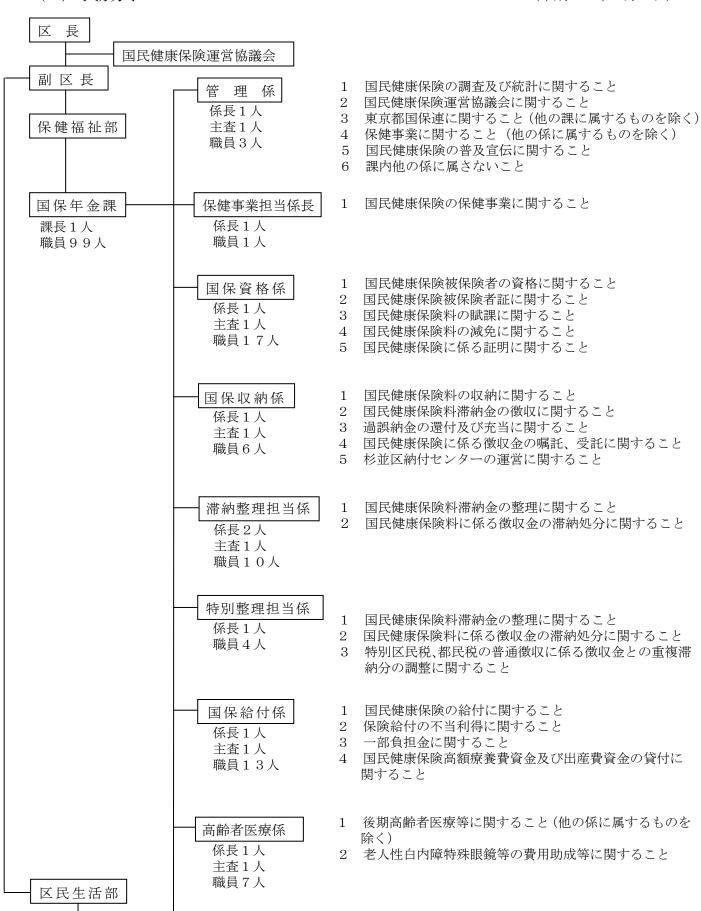
3 財政運営の都道府県単位化の推進

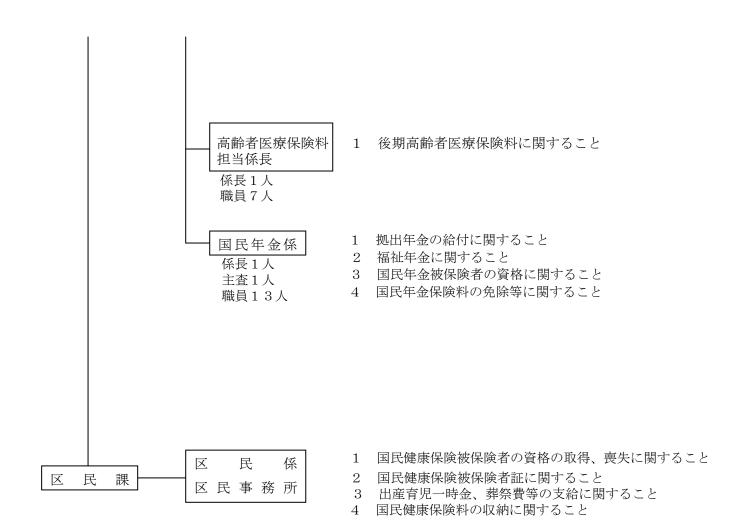
保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同安定化事業を恒久化する。

2. 事 務 機 構

(1) 事務分掌

(平成27年4月1日)





(2) 係別職員職員数の状況

	管理係	保健事業担当	国保資格係	国保収納係	係長滞納整理担当	係長	国保給付係	高齢者医療係	準備担当係長	国民年金係	#
昭 59.7.1	7		2 2	2 6	6		1 4				7 5
平 1.4.1	6		2 1	2 5	7		1 6				7 5
6. 4. 1	6		2 0	2 9	3		18				7 6
10. 4. 1	6		2 0	28	3		1 6				7 3
11. 4. 1	6		2 0	28	3		1 6				7 3
12. 4. 1	5		2 1	2 8	3		1 6				7 3
13. 4. 1	6		2 0	3 0	3		1 6				7 5
14. 4. 1	6		2 0	3 1	3		1 6				7 6
15. 4. 1	6		2 0	2 4	6	1	1 7	18			9 2
16. 4. 1	6		2 0	2 5	5	1	1 7	18			9 1
17. 4. 1	6		2 0	2 5	5	1	1 7	18		1 7	109
18. 4. 1	6		2 1	2 5	5	1	1 5	18		1 8	108
19. 4. 1	7	3	2 1	2 8	2	1	1 5	1 5	2	1 6	1 1 0
20. 4. 1	6	2	1 9	2 5	2	1	1 5	19		1 6	1 0 5
21. 4. 1	6	2	1 9	2 5	2	1	1 5	18		1 7	1 0 5
22. 4. 1	6	2	2 0	26	2	1	1 7	1 7		1 6	107
23. 4. 1	6	2	1 9	2 4	2	1	1 6	1 7		1 6	103
24. 4. 1	6	2	1 9	2 4	2	1	1 6	16		1 6	102
25. 4. 1	6	2	1 9	2 4	2	1	1 6	16		1 6	102
26. 4. 1	6	2	1 9	2 3	2	1	1 5	1 7		1 5	100
27. 4. 1	6	2	1 9	2 3	2	1	1 5	1 7		1 5	100

^{*} 課長は管理係に含む

3. 運営協議会

(1) 運営協議会

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険第11条の規定に基づいて設置された区長の諮問機関であり、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について区長の諮問に応じて審議します。

審議事項

- ア 国民健康保険に係る条例規則等の制定及び改廃に関すること
- イ 療養の給付の充実及び改善に関すること
- ウ 保険料の賦課徴収方法に関すること
- エ 前各号のほか、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項

委員構成(定員20名)

ア 被保険者を代表する委員 6人

イ 保険医または保険薬剤師を代表する委員 6人

ウ 公益を代表する委員 6人

エ 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(2) 開催状況

平成26年度

第 1	口	27. 2.16	1	国民健康保険料の料率等の改正について。	(諮問)
-----	---	----------	---	---------------------	------

平成25年度

第	1	口	26.	1.30	1	国民健康保険料の料率等の改正について。	(諮問)
---	---	---	-----	------	---	---------------------	------

平成24年度

平成23年度

第 1 回 24.1.31 1 国民健康保険料の料率等の改正について。(諮問)	
---	--

平成22年度

第	1 回	23. 1.31	1	国民健康保険料の料率等の改定について。	(諮問)
---	-----	----------	---	---------------------	------

平成21年度

第	1	口	21.	5. 20	1	出産育児一時金の改定について。 (諮問)
第	2	口	22.	1. 28	1	国民健康保険料の料率等の改定について。 (諮問)

平成20年度

第	1	口	20. 10. 29	1	出産育児一時金の改定について。 (諮問)
第	2	口	21. 1.28	1	国民健康保険料の料率等の改定について。 (諮問)

平成19年度

第	1	口	20.	2.	4	1	平成20年度国民健康保険料の料率等の改正について。	(諮問)	
						2	一部負担金の割合の改正について。(諮問)		

(3)委員名簿

(平成27年3月31日現在)

代 表	氏 名	備考
	綾部 庄一	杉並区国民健康保険被保険者
	香取 モト子	杉並区国民健康保険被保険者
被保険者を 代表する委員	高田 芳作	杉並区国民健康保険被保険者
	鶴田 吉野	杉並区国民健康保険被保険者
	中川 洋子	杉並区国民健康保険被保険者
	馬場 容子	杉並区国民健康保険被保険者
	藤多 和義	杉並区医師会会長
	甲田 潔	杉並区医師会副会長
保険医または保険薬剤師を	塚田 訓子	杉並区医師会理事
代表する委員	細見 洋泰	杉並区歯科医師会会長
	山内 豪之	杉並区歯科医師会副会長
	北原 眞純	杉並区薬剤師会会長
	島田 敏光	杉並区議会議員(区議会保健福祉委員会委員長)
	脇坂 たつや	杉並区議会議員(区議会保健福祉委員会副委員長)
公益を 代表する委員	安江 水城	杉並区町会連合会常任理事
	斉藤 信夫	杉並区商店会連合会副会長
	髙 武征	杉並区社会福祉協議会副会長
	中島 洋	杉並区民生委員児童委員協議会 阿佐ヶ谷地区副会長
被用者保険等保険者を	北村 道直	ミサワホーム健康保険組合常務理事
代表する委員	和田義文	岩崎通信機健康保険組合常務理事

4. 被保険者

(1) 被保険者加入状況

	Б	<u> </u>	人	П	被	保	剣 者	数等	È	国保力	11入率
					加入				老人保健		
年	月	日	世帯数	人 員	世帯数	1	被保険者	被保険者等	医療対象者	世帯	人 員
			世帯	人	世帯	人	人	人	人		
34.	12.	1	128,197	464,092	35,048	99,441	99,441	_	_	27.34%	21.43%
35.	4.	1	131,876	471,777	35,723	99,596	99,596	_	_	27.09%	21.11%
40.	4.	1	197,419	519,824	42,244	107,660	107,660	_	_	21.40%	20.71%
45.	4.	1	205,911	520,357	55,321	128,750	128,750	_	_	26.87%	24.74%
50.	4.	1	223,804	531,374	67,656	152,251	152,251	-	-	30.23%	28.65%
55.	4.	1	225,140	518,962	75,271	158,300	158,300	-	-	33.43%	30.50%
60.	4.	1	235,275	519,145	82,162	158,302	126,352	9,298	22,652	34.92%	30.49%
2.	4.	1	248,600	521,570	92,173	161,711	121,217	11,968	28,526	37.08%	31.00%
7.	4.	1	257,428	512,328	100,855	166,764	118,945	12,299	35,520	39.18%	32.55%
12.	4.	1	270,999	513,180	118,657	186,334	125,728	14,139	46,467	43.79%	36.31%
17.	4.	1	287,106	524,819	131,718	202,240	134,373	20,886	46,981	45.88%	38.54%
18.	4.	1	290,882	528,417	132,110	201,567	133,817	22,609	45,141	45.42%	38.15%
19.	4.	1	294,893	531,675	132,277	200,430	133,081	24,211	43,138	44.86%	37.70%
20.	4.	1	299,467	536,657	106,527	155,690	151,145	4,545	_	35.57%	29.01%
21.	4.	1	302,408	539,584	106,424	155,455	151,081	4,374	_	35.19%	28.81%
22.	4.	1	302,099	539,211	106,061	154,559	150,206	4,353	_	35.11%	28.66%
23.	4.	1	301,277	538,703	105,737	153,894	149,171	4,723	_	35.10%	28.57%
24.	4.	1	301,873	539,482	104,620	151,940	147,560	4,380	-	34.66%	28.16%
25.	4.	1	300,905	541,253	103,761	149,907	145,888	4,019	_	34.48%	27.70%
26.	4.	1	303,516	545,210	102,899	147,429	144,049	3,380	_	33.90%	27.04%
27.	4.	1	307,131	549,998	102,093	145,033	142,045	2,988	_	33.24%	26.37%

注 区人口は外国人住民を含む

(2)年度平均被保険者数

年	世帯数	被保険者総数	一 般 被 保 険 者	退 職被保険者等		左	の構成割	合
度	四川外	A A	B	C	D D	B / A	C / A	D/A
	世帯	人	人	人	人			
35	37,002	101,244	101,244	_	_	100.00%	_	_
40	42,781	108,787	108,787	_	_	100.00%	_	_
45	57,321	132,886	132,886	_	_	100.00%	_	_
50	68,649	153,399	153,399	_	_	100.00%	_	_
55	76,032	157,927	157,927	_	_	100.00%	_	_
60	83,858	159,942	126,624	10,076	23,242	79.17%	6.30%	14.53%
2	92,527	160,726	119,446	12,079	29,201	74.32%	7.51%	18.17%
7	102,494	170,208	120,541	12,825	36,842	70.82%	7.53%	21.65%
12	120,850	189,239	127,297	14,374	47,568	67.27%	7.60%	25.14%
17	133,128	203,602	136,299	21,310	46,090	66.94%	10.47%	22.64%
18	133,408	202,541	134,883	23,581	44,080	66.60%	11.64%	21.76%
19	132,865	200,387	134,287	23,661	42,439	67.01%	11.81%	21.18%
20	106,546	155,917	151,699	4,218	_	97.29%	2.71%	_
21	106,688	155,557	151,299	4,258	_	97.26%	2.74%	_
22	106,536	155,054	150,420	4,634	_	97.01%	2.99%	_
23	105,600	153,408	148,924	4,484	_	97.08%	2.92%	_
24	104,601	151,366	147,118	4,248	_	97.19%	2.81%	_
25	103,818	149,259	145,651	3,608	_	97.58%	2.42%	_
26	102,702	146,488	143,431	3,057	_	97.91%	2.09%	_

注 端数処理の関係で、AとB・C・Dの合計が一致しない場合がある。

(3) 年齢階層別被保険者

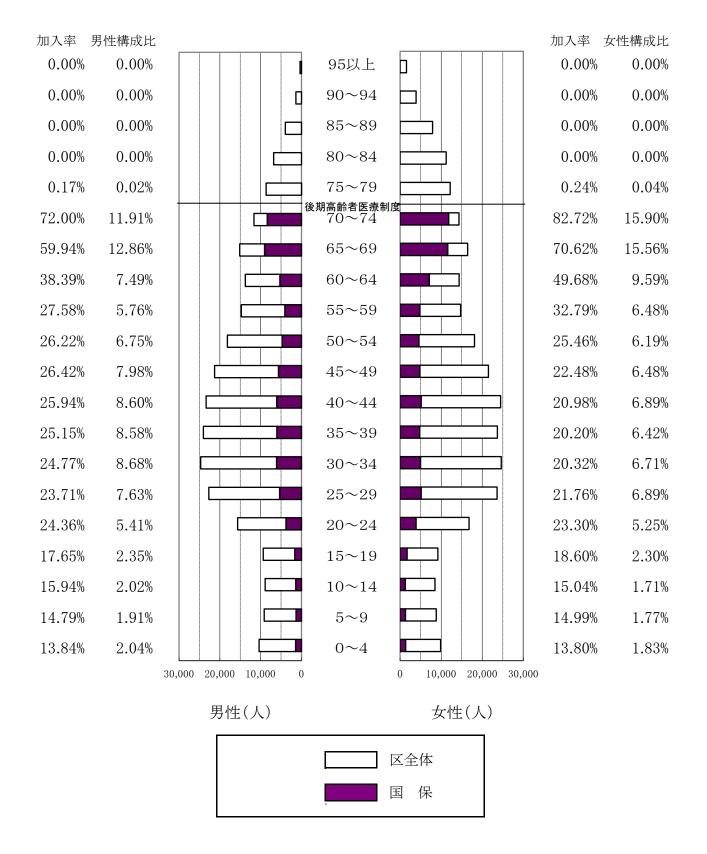
区分		区人口			被保	険 者	内 訳	
年 齢	男	女	計	男	女	計	構成比	加入率
	人	人	人	人	人	人		
0~4	10,377	9,878	20,255	1,436	1,363	2,799	1.93%	13.82%
5~9	9,121	8,805	17,926	1,349	1,320	2,669	1.84%	14.89%
10~14	8,916	8,486	17,402	1,421	1,276	2,697	1.86%	15.50%
15~19	9,363	9,199	18,562	1,653	1,711	3,364	2.32%	18.12%
20~24	15,658	16,806	32,464	3,814	3,916	7,730	5.33%	23.81%
25~29	22,696	23,593	46,289	5,381	5,134	10,515	7.25%	22.72%
30~34	24,710	24,628	49,338	6,120	5,004	11,124	7.67%	22.55%
35~39	24,048	23,690	47,738	6,048	4,786	10,834	7.47%	22.69%
40~44	23,365	24,473	47,838	6,062	5,134	11,196	7.72%	23.40%
45~49	21,296	21,484	42,780	5,627	4,830	10,457	7.21%	24.44%
50~54	18,143	18,113	36,256	4,757	4,612	9,369	6.46%	25.84%
55~59	14,724	14,730	29,454	4,061	4,830	8,891	6.13%	30.19%
60~64	13,752	14,391	28,143	5,279	7,150	12,429	8.57%	44.16%
65~69	15,124	16,430	31,554	9,065	11,603	20,668	14.25%	65.50%
70~74	11,662	14,325	25,987	8,397	11,850	20,247	13.96%	77.91%
75~79	8,662	12,204	20,866	15	29	44	0.03%	0.21%
80~84	6,827	11,204	18,031	0	0	0	0.00%	0.00%
85~89	3,968	7,914	11,882	0	0	0	0.00%	0.00%
90~94	1,379	3,916	5,295	0	0	0	0.00%	0.00%
95以上	354	1,584	1,938	0	0	0	0.00%	0.00%
合計	264,145	285,853	549,998	70,485	74,548	145,033	100.00%	26.37%
60以上	61,728	81,968	143,696	22,756	30,632	53,388	36.81%	37.15%
65以上	47,976	67,577	115,553	17,477	23,482	40,959	28.24%	35.45%
70以上	32,852	51,147	83,999	8,412		-	13.99%	24.16%

※75~79までの人数は4月1日及び4月2日に75歳の誕生日を迎えた者を含む ※区人口は外国人住民を含む

(4) 年齢階層別人口分布図

(平成27年4月1日現在)

杉並区全体と国民健康保険被保険者の年齢階層別人口分布比較



(5) 資格取得状況

年	転	入	組合国	保から	社会保	:険から	生活	呆護から	出	生	その)他	前日	+
度	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人
22	9,330	12,377	775	1,793	14,068	25,488	140	248	_	674	3,207	2,858	27,520	43,438
23	9,412	12,456	805	1,894	13,563	24,538	138	238	_	749	2,902	2,162	26,820	42,037
24	10,125	13,261	717	1,577	13,155	23,482	156	232	-	670	2,483	2,233	26,636	41,455
25	10,972	14,280	771	1,719	13,087	23,461	183	274	-	647	2,206	1,671	27,219	42,052
26	11,121	14,341	508	1,109	13,066	23,057	180	279	-	679	2,103	1,714	26,978	41,179

年度	全世帯数	全被保険者数	
	世帯	人	
22	106,536	155,054	
23	105,600	153,408	

参考(年度平均)

24	104,601	151,366		
25	103,818	149,259		
26	102,702	146,488		

(6) 資格喪失状況

年	転	出	組合	国保へ	社会供	保険へ	生活	保護へ	死	亡	その)他	計	+
度		人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人
22	10,858	15,993	551	1,111	11,211	20,244	867	1,369	385	708	3,972	4,678	27,844	44,103
23	10,674	15,872	540	1,131	11,553	20,541	754	1,084	394	728	4,022	4,635	27,937	43,991
24	10,216	15,461	508	1,122	11,715	20,761	636	837	345	696	4,075	4,611	27,495	43,488
25	9,968	14,744	617	1,324	12,682	22,676	607	896	352	655	3,855	4,235	28,081	44,530
26	9,561	13,864	605	1,303	12,809	22,614	534	784	355	698	3,920	4,312	27,784	43,575

資格得	操会計	異動率			
世帯	人員	世帯	人員		
世帯	人				
55,364	87,541	51.97%	56.46%		
54,757	86,028	51.85%	56.08%		
54,131	84,943	51.75%	56.12%		
55,300	86,582	53.27%	58.01%		
54,762	84,754	53.32%	57.86%		

(7) 外国人国民健康保険加入状況

(平成27年4月1日現在)

国 籍 名	外国人住民(人)	被保険者 (人)	加入割合	構 成 比
中国	4,290	2,752	64.15%	38.66%
韓 国 又 は 朝 鮮	2,546	1,289	50.63%	18.11%
フィリピン	439	260	59.23%	3.65%
米 国	604	292	48.34%	4.10%
ベトナム	640	587	91.72%	8.25%
ネ パ ー ル	974	790	81.11%	11.10%
インド	99	68	68.69%	0.96%
タイ	200	121	60.50%	1.70%
ミャンマー	136	85	62.50%	1.19%
英国	257	116	45.14%	1.63%
フ ラ ン ス	174	89	51.15%	1.25%
カナダ	132	46	34.85%	0.65%
オーストラリア	128	58	45.31%	0.81%
インドネシア	85	33	38.82%	0.46%
イタリア	80	56	70.00%	0.79%
ブラジル	70	31	44.29%	0.44%
ロシア	67	36	53.73%	0.51%
ドイツ	65	27	41.54%	0.38%
イ ラ ン	39	16	41.03%	0.22%
マレーシア	39	21	53.85%	0.29%
モンゴル	39	24	61.54%	0.34%
バングラデシュ	38	29	76.32%	0.41%
トルコ	36	28	77.78%	0.39%
シンガポール	35	16	45.71%	0.22%
スペイン	34	17	50.00%	0.24%
スウェーデン	33	20	60.61%	0.28%
パキスタン	26	17	65.38%	0.24%
ニュージーランド	25	11	44.00%	0.15%
コロンビア	24	13	54.17%	0.18%
ペルー	24	11	45.83%	0.15%
無 国 籍	13	2	15.38%	0.03%
その他の国	289	158	54.67%	2.22%
合 計	11,680	7,119	60.95%	100.00%

^{*} 医療保険の社会保障協定国・・・アメリカ、ベルギー、フランス、オランダ、チェコ、スイス、ハンガリー

(8) 高齢受給者証

平成20年4月1日から、後期高齢者医療制度の創設により75歳(65歳から74歳で一定の障害がある方は、後期高齢者医療制度に任意で加入することができます。)の方が国民健康保険の資格を喪失することになりました。後期高齢者医療制度の適用を受けていない、国民健康保険被保険者に対して、引き続き、70歳の誕生日の翌月1日(1日生まれの方はその月1日)発効の「高齢受給者証」を交付しています。医療機関受診の際は、国民健康保険被保険者証とあわせて提示することになります。

負担割合は、同一世帯内の70歳以上の国民健康保険被保険者を対象に、前年 度所得を基に2割又は3割(一定以上所得者)を判定します。

毎年、8月1日に更新し、負担割合も再判定します。

高齢受給者証交付状況

(平成27年4月1日)

—————————————————————————————————————		一定以上所得者	合計	
1割負担※	2割負担	3割負担		
13,422人	2,743人	3,726人	19,891人	

※昭和19年4月1日以前生まれの被保険者の特例措置

5. 保険給付

(1) 療養給付費

① 療養の給付

ア範囲

- 診察 ・薬剤又は治療材料の支給
- ・処置、手術その他の治療
- ・居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ·保険外併用療養費

保険医療機関での、評価療養(高度医療技術を用いた等の療養であり、厚生労働大臣が定めるもの)又は 選定療養(特別な病室の提供、その他厚生労働大臣が定める療養)のうち、基礎的な診療部分について支 給します。

イ 一部負担金の割合

- •義務教育就学前:2割
- ・70歳未満(義務教育就学前を除く):3割
- ・70歳以上:2割(所得により3割。また、2割と判定された方の内、昭和19年4月1日以前に生まれた方は1割)

ウ 療養の給付の方法

被保険者は保険医療機関等に被保険者証を提示し、診療を受け、一部負担金を支払います。保険者は医療費の総額から一部負担金を除いたものを、療養給付費として保険医療機関等に支払います。

療養給付費支給状況

左	F 度	件 数	支 給 額	前年比
		件	円	%
	一 般	2,093,678	26, 106, 032, 956	101
22	退 職	92,854	1,211,142,350	104
	計	2,186,532	27,317,175,306	102
	一 般	2,095,692	26,438,136,958	101
23	退 職	94,560	1,255,967,451	104
	計	2,190,252	27, 694, 104, 409	101
	一 般	2,108,538	27,590,860,036	104
24	退 職	90,102	1,201,030,775	96
	計	2,198,640	28,791,890,811	104
	一 般	2,103,793	27,696,198,101	100
25	退 職	78,515	1,102,177,432	92
	計	2,182,308	28,798,375,533	100
·	一 般	2,101,152	27,711,436,331	100
26	退 職	66,084	902,606,033	82
	計	2,167,236		99

(決算数値)



② 入院時食事療養費及び入院時生活療養費

入院時の食事に要した費用のうち、被保険者が負担する標準負担額を控除した額を、入院時食事療養費として支給します。同様に特定長期入院被保険者(療養病床への入院等により、療養の給付を受ける65歳以上の者)に生活療養費に要した費用について入院時生活療養費を支給します。所得や年齢、入院日数により標準負担額の減額制度があります。

入院時食事療養費の状況

年	度	件 数	日 数	費用額	支給額
		件	日	円	円
	一般	21,223	872,944	583, 117, 760	379,941,633
22	退 職	934	34,046	22,625,782	14, 163, 398
	計	22,157	906,990	605, 743, 542	394, 105, 031
	一 般	21,261	862,967	575, 684, 268	376,915,828
23	退 職	918	32,178	21,458,916	13,616,472
	計	22,179	895, 145	597, 143, 184	390, 532, 300
	一 般	21,102	841,675	562, 256, 465	369, 986, 780
24	退 職	841	28,592	19,261,642	12, 465, 422
	計	21,943	870, 267	581,518,107	382, 452, 202
	一 般	21,238	842,878	560, 590, 481	370,842,856
25	退 職	795	29,950	20,046,540	12,971,790
	計	22,033	872,828	580,637,021	383,814,646
	一 般	21,152	832,061	555, 442, 221	368,812,761
26	退 職	651	22,843	15, 429, 224	9,840,244
	計	21,803	854,904	570,871,445	378,653,005

(事業年報)

③ 入院時食事療養費標準負担額差額支給

住民税非課税世帯の方が入院し、やむを得ない理由で減額認定の申請が遅れた場合、後日差額を現金給付します。

入院時食事療養費標準負担額差額支給状況

年	度	件 数	支 給 額
		件	円
	一 般	59	264,310
22	退 職	2	1,600
	計	61	265,910
	一 般	144	466,680
23	退 職	3	3,950
	計	147	470,630
	一 般	49	180,710
24	退 職	1	2,850
	計	50	183,560
	一 般	43	112,830
25	退 職	2	4,650
	計	45	117,480
	一 般	27	69,450
26	退 職	0	0
	計	27	69,450

(事業年報)

(2) 療養費

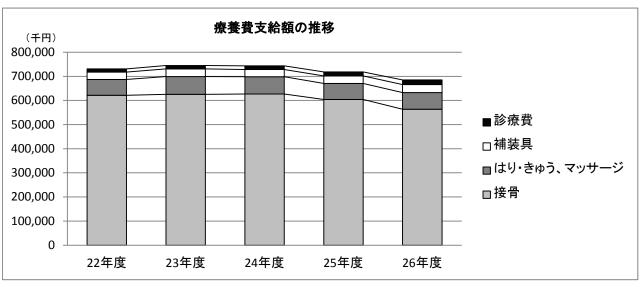
① 範 囲

- ・やむを得ない理由で被保険者証が提示できない場合や、国保を扱っていない医療機関で診療を 受けた場合
- ・医師の同意または診断により補装具を作った場合
- ・医師の同意または診断によりマッサージ・はり灸の施術を受けた場合
- ・骨折やねんざなどで接骨院の施術を受けた場合
- ・海外療養費(旅行や出張などで急な病気や負傷のため海外で診療を受けた場合)
- ② 給付割合 療養の給付に準じる
- ③ 給付方法 世帯主の申請に基づき、現金給付する

療養費支給状況

年 度		接	骨	はりき	ゅう、マッサージ	補	装 具	診	療費	合	計
		件数	支 給 額	件数	支 給 額	件数	支 給 額	件数	支 給 額	件数	支 給 額
		件	P.	件	円	件	円	件	円	件	円
	一般	85,538	600,457,817	3,809	62,277,881	1,146	29,642,654	1,365	12,835,617	91,858	705,213,969
22	退職	3,061	20,808,960	178	3,316,713	35	1,133,313	5	159,420	3,279	25,418,406
	計	88,599	621, 266, 77	3,987	65,594,594	1,181	30,775,967	1,370	12,995,037	95,137	730,632,375
	一般	88,113	602,800,079	4,300	70,660,229	1,114	29,924,852	1,403	14,099,643	94,930	717,484,803
23	退職	3,452	22,565,134	203	3,330,354	47	1,407,625	15	266,900	3,717	27,570,013
	計	91,565	625, 365, 213	4,503	73,990,583	1,161	31,332,477	1,418	14,366,543	98,647	745,054,816
	一般	92,493	607,371,378	4,267	68,852,070	1,092	28,332,866	2,211	14,839,625	100,063	719,395,939
24	退職	3,316	19,336,075	218	3,019,637	51	1,215,214	39	476,348	3,624	24,047,274
	計	95,809	626,707,453	4,485	71,871,707	1,143	29,548,080	2,250	15,315,973	103,687	743,443,213
	一般	91,770	587,147,807	4,007	64,899,904	1,089	29,738,899	1,881	16,617,114	98,747	698, 403, 724
25	退職	2,892	17, 250, 289	180	1,449,610	42	983,449	6	128,898	3,120	19,812,246
	計	94,662	604,398,096	4,187	66,349,514	1,131	30,722,348	1,887	16,746,012	101,867	718,215,970
	一般	88,221	549,346,849	4,117	68,163,332	1,114	32,233,576	1,565	19,082,796	95,017	668,826,553
26	退職	2,615	14,283,600	3 77	990,991	36	756,092	15	137,404	2,743	16,168,090
	計	90,836	563, 630, 452	4,194	69, 154, 323	1,150	32,989,668	1,580	19,220,200	97,760	684,994,643

(決算数値)



(3) 移送費

① 範 囲

緊急かつやむを得ない理由で医師の指示により入院や転院などをするために自動車等を使用し、被保険者がその費用を負担した場合

② 給付する額 被保険者が負担をした額の内、保険適用が認められた部分

③ 給付方法 世帯主の申請に基づき、現金給付する

移送費支給状況

移达貨文稻状况						
年 月	き	件数	支 給 額			
		件	円			
	一般	0	0			
22	退職	0	0			
	計	0	0			
	一般	2	40,340			
23	退職	0	0			
	計	2	40,340			
	一般	2	484,790			
24	退職	0	0			
	計	2	484,790			
	一般	1	28,270			
25	退職	0	0			
	計	1	28,270			
	一般	3	89,485			
26	退職	0	0			
	計	3	89,485			

(決算数値)

(4)高額療養費

世帯の国保加入者が、同じ月に医療機関等で支払った一部負担金の額(入院・外来、医科・歯科別)が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。ただし、70歳未満の方の場合には、1つの医療機関等での一部負担金の額(入院・外来、医科・歯科別)が、21,000円以上のものが、高額療養費の計算対象となります。

① 70歳未満の方の自己負担限度額〔〕は過去1年で4回目以降の多数回の限度額

〇平成26年12月診療分以前

区 分	自己負担限度額
上位所得者	150,000円+(医療費総額-500,000円)×1% [83,400円]
一 般	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% 〔44,400円〕
住民税非課税世帯	35,400円〔24,600円〕

[※]上位所得者・・・世帯の国保加入者の住民税基礎控除後の所得の合計が600万円を超える世帯または、 住民税の申告をしていない世帯員のいる世帯の方

〇平成27年1月診療分以隆

区分	自己負担限度額
旧ただし書所得901万円超	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1% 〔140,100円〕
旧ただし書所得600万円超~901万円以下	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1% [93,000円]
旧ただし書所得210万円超~600万円以下	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% 〔44,400円〕
旧ただし書所得210万円以下	57,600円〔44,400円〕
住民税非課税世帯	35,400円〔24,600円〕

[※]旧ただし書所得・・・世帯の国保加入者の、総所得金額等から住民税基礎控除額を差し引いた額の合計 ※住民税の申告をしていない世帯員のいる世帯の方は、旧ただし書所得901万円超の区分となる

② 高齢受給者証対象者の自己負担限度額〔 〕は過去1年で4回目以降の多数回の限度額

区	分		自己負担限度額		
		外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯単位)		
一定以上所得者		44,400円 80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%[44,4			
_	般	12,000円	44,400円		
住民税	低所得Ⅱ		24,600円		
非課税世帯	低所得 I	8,000円	15,000円		

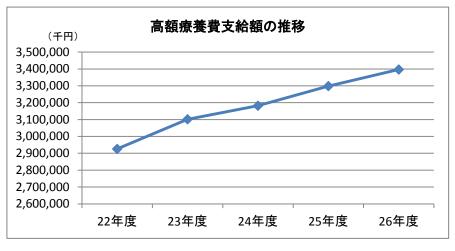
- ※一定以上所得者・・・課税所得が145万円以上の方。ただし、以下の場合は申告により、一般の限度額 となります。
 - ・70歳以上の方の旧ただし書所得の合計が210万円以下の場合(70歳以上の方に生年月日が昭和20年1月2日以降の方がいる場合のみ)
 - ·70歳以上の方が1人の世帯で対象者の総収入金額が383万円未満の場合
 - ·70歳以上の方が2人以上いる世帯で対象者の合計総収入金額が520万円未満の場合
 - ·高齢受給者証対象者が一人で収入が383万円以上、かつ同一世帯で国保から後期高齢者医療制度に移られた方との収入の合計が520万円未満の場合
- ※低所得 I · · · 世帯主と国民健康保険加入世帯員全員が、住民税非課税世帯の方
- ※低所得Ⅰ···低所得Ⅱのうち、国民健康保険加入世帯員それぞれの所得が一定基準以下の世帯の方

- ③ 70歳未満の方との世帯合算は、同じ月に同じ世帯で医療機関ごと(入院・外来、医科・歯科別) にそれぞれ21,000円以上の一部負担金を支払った場合にそれらを合算し、①の表の額を超えた場合、その超えた額を支給します。
- ④ 人工透析を必要とする慢性腎不全、血友病及び抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不 全症候群(HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に限る)の疾病で治療を続ける必要が ある被保険者に特定疾病療養受療証を交付し、一部負担金が同一月内に10,000円を超えた 場合、その超えた額について現物給付します(人工透析を必要とする慢性腎不全の方で、 70歳未満の上位所得者(平成27年1月以降は、旧ただし書所得600万円超の世帯の方)は 20,000円を超えた場合)。
- ⑤ 70歳未満の方及び70~74歳の住民税非課税世帯の方に係る高額療養費について、事前申請により「限度額適用認定証(非課税世帯の方は限度額適用・標準負担額減額認定証)」の交付を受け医療機関の窓口に提示することにより、窓口での負担が高額療養費の自己負担限度額までとなります。

○高額療養費支給状況及び限度額適用認定証発行件数

〇高額療養質文給状況及び限度額適用認定証発行件剱								
年	度	件数	高額療養費	1件当り	限度額適用認定証			
中 及 ————————————————————————————————————			问识从及只	高額療養費	発行件数			
		件	円	田	件			
	一 般	43,548	2,781,860,371	63,880	3,794			
22	退 職	1,414	143,918,409	101,781	176			
	計	44,962	2,925,778,780	65,072	3,970			
	一 般	43,977	2,942,430,771	66,908	3,977			
23	退 職	1,397	159, 264, 750	114,005	261			
	計	45,374	3,101,695,521	68,358	4,238			
	一 般	48,276	3,020,955,194	62,577	4,766			
24	退 職	1,539	160,961,720	104,589	226			
	計	49,815	3,181,916,914	63,875	4,992			
	一 般	51,003	3, 156, 625, 491	61,891	5,164			
25	退 職	1,431	141,799,170	99,091	194			
	計	52,434	3, 298, 424, 661	62,906	5,358			
	一 般	56,890	3,266,005,326	57,409	7,917			
26	退 職	1,328	130,639,155	98,373	261			
	計	58,218	3,396,644,481	58,344	8,178			

(決算数値)



(5) 高額介護合算療養費

世帯内で1年間に負担した、医療保険と介護保険の自己負担額を合計して、自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までです。

医療保険と介護保険の自己負担額のいずれかが0円である場合や限度額を超えた額が500円以下の場合は支給されません。

①自己負担限度額(平成25年8月~平成26年7月診療分)

①日口只担限发银、一次25年6月 一次25年7月的旅月/							
		Ͱ介護保険 O歳~74歳)	医療保険+介護保険 (70歳未満を含む)				
現役並み所得者・上位所得者	67万円		126万円				
一般	一般 56万円		67万円				
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	31万円	34万円				
正氏机护袜机造市	低所得 I	19万円	J47J□				

②高額介護合算療養費支給状況

②同俄月							
年	E 度	件 数	高額介護合算 療養費	1件当り 高額介護合算療養費			
		件	円	円			
	一般	75	3,212,357	42,831			
22	退職	1	9,766	9,766			
	計	76	3,222,123	42,396			
	一般	70	1,606,418	22,949			
23	退職	0	0	0			
	計	70	1,606,418	22,949			
	一般	75	1,324,289	17,657			
24	退職	0	0	0			
	計	75	1,324,289	17,657			
	一般	88	1,336,800	15,191			
25	退職	3	128,259	42,753			
	計	91	1,465,059	16,100			
	一般	98	1,754,328	17,901			
26	退職	2	46,885	23,443			
	計	100	1,801,213	18,012			

(決算数値)

(6) 出産育児一時金

被保険者が出産したときに、出生児1名につき42万円を支給します。妊娠85日以上の死産や流産でも支給されます。出産育児一時金の支給は、次の①~③のいずれかの方法によります。

① 直接支払制度

被保険者が医療機関等に手続きをし、東京都国民健康保険団体連合会を通して区から医療機関等に出産育児一時金を支払う方法。

② 受取代理制度

医療機関等の記名・押印を受けた申請書を世帯主が区に提出することで、医療機関等が出産育児一時金を世帯主の代理として受取る方法。区は、医療機関等からの出生の報告を受け、医療機関等に対して出産育児一時金を支払う。

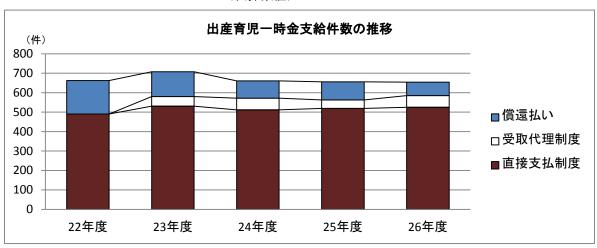
③ ①及び②以外(償還払い)

出生後に、世帯主からの請求により、世帯主へ支給する方法。

出産育児一時金支給状況

_	四连日儿 时业	. 文作1八儿					
	年 度	件数	金額	内、直払い件数	收、割合	内、受取代理件	数、割合
		件	円	件		件	
	22	662	277,119,162	490	74.0%		
	23	708	298, 507, 762	531	75.0%	49	6.9%
	24	661	277,399,276	512	77.5%	60	9.1%
	25	656	275,921,842	519	79.1%	44	6.7%
	26	654	274,581,833	525	80.3%	60	9.2%

(決算数値)



(7) 葬祭費

被保険者が亡くなり葬儀を行ったときに、葬儀執行者の申請により支給します。支給額は7万円です。

葬祭費支給状況

开办只人们以	/6	
年 度	件数	金額
	件	円
22	596	41,720,000
23	588	41,160,000
24	581	40,670,000
25	552	38,640,000
26	568	39,760,000
		(決算数値)

葬祭費支給件数の推移(件)
550
22年度 23年度 24年度 25年度 26年度

(8) 結核・精神医療給付金

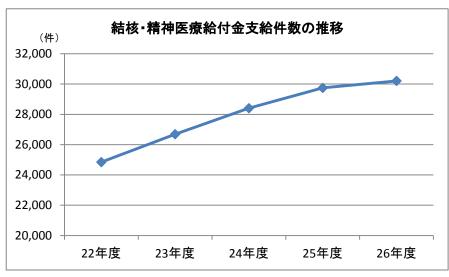
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核医療を受けている住民税非課税者に対し、医療費の5%を支給します。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく医療費助成を受けている住民税非課税世帯の方に対し、自立支援医療(精神通院医療)制度による医療費の月ごとの自己負担上限額までを支給します。

都内医療機関の場合には、申請により区が被保険者に交付した国保受給者証を窓口に提示することで現物給付されます。また、都外医療機関の場合には、償還払いにより支給します。

結核 · 精神医療給付金支給状況

小口1次 * 村1年127京						国保受給者	証交付件数
年 度		件	数	支 給	額	結核医療	精神医療
			件		円	件	件
	一 般		24, 299	29, 351	1,795		
22	退 職		548	622	2,154	19	1,852
	計		24,847	29,973	3,949		
	一 般		26,112	31,844	1,716		
23	退 職		576	738	3,012	12	2,013
	計		26,688	32,582	2,728		
	一 般		27,857	34,349	9,208		
24	退 職		548	709	9,113	20	2,154
	計		28,405	35,058	3,321		
	一般		29,294	35, 462	2,534		
25	退 職		455	571	1,923	16	2,284
	計		29,749	36,034	1,457		
	一 般		29,828	35,999	9,096		
26	退 職		381	466	6,897	15	2,256
	計		30,209	36,465	5,993		

(決算数値)



(9) 不当利得収納状況

国民健康保険の資格が無い人の保険使用について費用の返還を求めたもの

年度		調	定額	収	納額	未済額		
	一区	件 数	金額	件 数	金額	件 数	金額	
		件	円	件	円	件	円	
22	一般	4,453	47,768,020	424	7,351,402	4,029	40,416,618	
22	退職	110	505, 465	3	36,010	107	469,455	
23	一般	3,553	59,772,453	506	13,934,668	3,047	45,837,785	
	退職	111	571,904	4	18,676	107	553, 228	
24	一般	4,546	68,031,038	535	8,896,736	4,011	59, 134, 302	
	退職	115	698,355	3	126,896	112	571,459	
25	一般	4,436	67,048,412	603	13,163,938	3,833	53,884,474	
20	退職	29	563,635	9	37,268	20	526,367	
26	一般	4,881	72,629,875	769	21,424,602	4,112	51,205,273	
20	退職	18	438,695	10	119,653	8	319,042	

(10) 損害賠償請求返還状況

第三者から傷害をうけたとき一時的に国民健康保険が立て替えた医療費を加害者に請求したもの

<i>7</i> 7 — 1	n 7 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1			以 健康 体 医 //	・立て自えた区	寮賀を加書石 「		,
年度			調定	額	収約	納額	未	斉額
1 /2			件 数	金額	件 数	金額	件 数	金額
			件	円	件	円	件	円
	一般	交通事故等	34	25, 480, 750	34	25, 480, 750	0	0
22		公害	3	367,339	3	367,339	0	0
	退職	交通事故等	6	6,194,577	6	6,194,577	0	0
	2	公害	0	0	0	0	0	0
	一般	交通事故等	50	28,911,126	50	28,911,126	0	0
23	2	公害	40	586,719	40	586,719	0	0
20	退職	交通事故等	0	0	0	0	0	0
	2	公害	0	0	0	0	0	0
	一般	交通事故等	33	21,413,513	33	21,413,513	0	0
24		公害	20	206,255	20	206, 255	0	0
24	退職	交通事故等	0	0	0	0	0	0
	达坝	公害	0	0	0	0	0	0
	一般	交通事故等	37	31,676,904	37	31,676,904	0	0
25	132	公害	22	184,856	22	184,856	0	0
20	退職	交通事故等	0	0	0	0	0	0
	2	公害	0	0	0	0	0	0
	一般	交通事故等	49	20,492,112	49	20,492,112	0	0
26	,,,,,	公害	20	138,341	20	138,341	0	0
20	退職	交通事故等	0	0	0	0	0	0
	کت ۱۱۹۸ ا	公害	0	0	0	0	0	0

(11) 一部負担金減免の状況

年度		減 額			免 除		合 計
十戊	件数	金額		件数	金額	件数	金額
	件		円	件	円	件	円
22	0		0	1	275,570	1	275,570
23	0		0	4	1,044,400	4	1,044,400
24	0		0	1	358,200	1	358,200
25	0		0	4	805,763	4	805,763
26	0		0	1	11,960	1	11,960

(12) 東日本大震災による被災者に係る一部負担金等の免除及び概算請求分等の状況

①一部負担金等の免除の状況

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
年 度	免除証明書 発行件数	免除件数	金額	
	件	件	円	
23	37	231	984,287	
24	12	431	1,346,224	
25	10	134	722,215	
26	2	141	643,521	

②概算請求分及び保険者不明分の支払状況

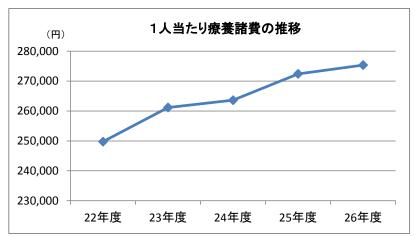
年度	概算請求分	保険者不明分
	円	円
23	549	2,626
24	0	286
25	0	0
26	0	0

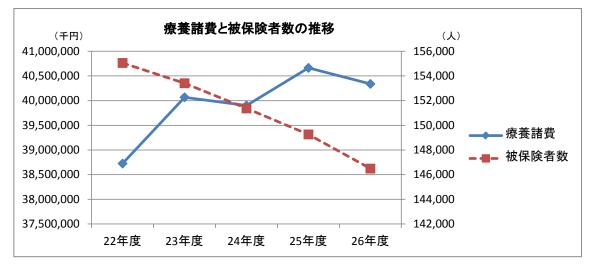
(13) 保険給付の適正化

① 1人当たり療養(医療)諸費の状況

1人当たり療養(医療)諸費は、当該年度にかかった療養給付費と療養費の費用額(10割分)を、当該年度の平均被保険者数で割ったものです。

年度	一 般	退 職	合 計
	円	円	円
22	245,735	380, 122	249,752
23	256,728	409,267	261,186
24	259,321	412,400	263,617
25	268,171	444,650	272,437
26	271,043	524,239	275,375





② 後発医薬品(ジェネリック)差額通知の送付

患者負担の軽減と療養給付費の削減を目的として、被保険者が使用している薬の窓口負担額について、後発医薬品に切り替えた場合に生じる差額を通知し、後発医薬品の使用を啓発しています。

ア 通知内容

・医薬品名・院内・院外の区分

·投与期間 ·自己負担相当額

・1日用量・後発医薬品に切り替えた場合に削減できる自己負担額

イ 通知状況

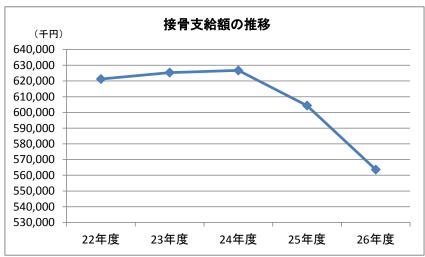
_					_		_		
	年 度	対象調剤月	通	知	月	通	知	数	対 象 薬 剤
		月			月			人	
	25	7			10		14,	517	不整脈用剤、血圧降下剤、血管拡張剤、高脂血症用剤、消化性潰瘍用剤、利胆剤、鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤、血液凝固阻止剤、その他の血液・体液用薬、痛風治療剤、糖尿病剤
		11			2		13,	228	正月、1000000000000000000000000000000000000
		4			7		13,	518	
	26	7			10		14,	244	同上
		11			2		12,	490	

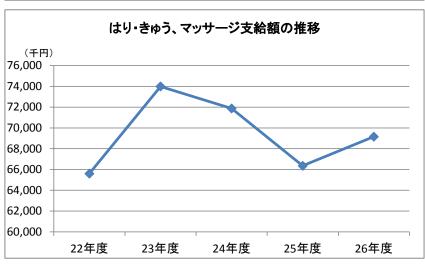
③ 柔道整復等施術に係る被保険者照会

柔道整復や、はり・きゅう、マッサージの施術では、世帯主が療養費の申請及び受領を施術師に委任することで療養費を支給しています。そこで、申請に誤りがないかを確認するために、施術状況等を被保険者に照会しています。

施術師が提出した療養費支給申請書の内容と被保険者からの回答に相違があった場合には、施術師に確認のうえ、申請に誤りがある場合には申請書を返戻しています。

年 度	照会件数
	件
25	406
26	1,200





6. 高額療養費資金及び出産費資金貸付制度

(1) 高額療養費資金貸付

高額療養費が支給されるまでには、審査などの手続きで4か月程度の日数がかかります。そこで、長期の入院などにより医療費が多額となり、その支払が困難な世帯主に、高額療養費が支給されるまでの間、高額療養費支給見込額の9割までを無利子で貸し付けします。

貸付金の返済は、その後支給される高額療養費を充てて清算します。

高額療養費資金貸付状況

年度	件 数	貸 付 額	1件あたり 平均貸付額	1件あたり 最高貸付額
	件	円	円	円
22	23	3,344,000	145,391	567,000
23	16	2,291,000	143,188	535,000
24	5	1,140,000	228,000	399,000
25	2	204,000	102,000	170,000
26	4	404,000	101,000	224,000

(2) 出産費資金貸付

被保険者が直接支払制度・受取代理制度を利用せずに出産される場合で、事前に出産の費用を必要とする世帯主に、出産予定日の1か月前から出産育児一時金の8割までの金額を無利子で貸し付けします。妊娠4か月以上で出産のために、医療機関から費用の請求を受けたときなども利用できます。

貸付金の返済は、出産後支給される出産育児一時金を充てて清算します。

出産費資金貸付状況

年度	件数	1件あたり 貸 付 額	合 計
	件	円	円
22	18	336,000	6,048,000
23	6	336,000	2,016,000
24	0	0	0
25	3	336,000	1,008,000
26	1	% 672,000	1,008,000
20	1	336,000	1,000,000

※双子の出産に係る貸付

(3) 基金

平成25年度4月1日付で、「杉並区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付基金」と「杉並区介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金」を統合し、名称を「杉並区高額療養費等資金貸付基金」としました。

平成26年度の基金額は1千万円です。

7. 保 険 料

(1) 保除料率等年度別の推移

(1)	12		·举等牛								
	_	基礎	賦課額(医	療分)	後期高	齢者支援金	è 賦課額	介護	Ě納付金賦	課額	
年	月	均等 割額	所得割 料 率	限度額	均等 割額	所得割 料 率	限度額	均等 割額	所得割 料 率	限度額	賦課方式等
		円		円	円		円	円		円	
34 .	12	600	95/100	50,000							所得対応方式
38.	4	500	"	"							
39.	4	600	"	"							
41.	10	"	112/100	"							
49.	10	"	"	80,000							
51.	4	2,400	"	120,000							
53.	4	4,800	"	170,000							
55.	4	6,000	122/100	220,000							医療費対応方式
56.	4	8,400	118/100	240,000							
57.	4	9,000	107/100	260,000							賦課標準を当該年度分住民税額に変更
59.	4	"	"	280,000							
60.	4	"	"	310,000							
61.	4	12,000	"	350,000							
62.	4	"	"	370,000							
63.	4	"	"	390,000							
元.	4	14,400	"	400,000							
2.	4	"	"	420,000							
4.	4	16,800	"	440,000							
5.	4	"	"	460,000							
6.	4	15,900	133.7/100	500,000							
7.	4	16,800	119/100	"							
8.	4	19,500	155/100	520,000							
9.	4	22,500	162/100	"							
10.	4	26,100	187/100	530,000							
12.	4	"	194/100	"				7,200	14/100	70,000	介護保険制度開始
13.	4	27,300	"	"				8,100	19/100	"	
14.	4	"	"	"				7,800	"	"	
15.	4	29,400	204/100	"				9,000	23/100	"	
16.	4	30,200	208/100	"				10,800	25/100	80,000	
17.	4	32,100	"	"				12,000	32/100	"	
18.	4	33,300	182/100	"				"	36/100	"	
19.	4	35,100	124/100	"				"	20/100	90,000	
20.	4	28,800	90/100	470,000	8,100	27/100	120,000	11,100	18/100	"	後期高齢者支援金賦課開始
21.	4	27,600	68/100	jj	9,600	26/100	ji	"	12/100	100,000	
22.	4	31,200	80/100	500,000	8,700		130,000	12,000	16/100	"	
23.	4	"	6.13/100		,,	1.96/100			0.98/100	120,000	賦課方式変更
24.	4		6.28/100	"	10,200		"		1.38/100	"	
25 .	4	-	6.02/100	"	10,800		"		1.64/100	"	
26.	4	32,400	6.30/100	"		2.17/100	160,000		1.56/100	140,000	

<平成27年度保険料額計算方法>

年保険料額 = 基礎賦課額 + 後期高齢者支援金賦課額+介護納付金賦課額 (40歳~64歳の被保険者に加算される保険料) (支援金分) (介護分)

> 基礎賦課額 = 均等割額 + 所得割額

均等割額 = 被保険者数 × 1人当たりの均等割額(33,900) 所得割額 = 世帯の旧ただし書き所得 × 所得割料率(6.45/100)

※限度額 52万円

後期高齢者 = 均等割額 + 所得割額

均等割額 = 被保険者数 × 1人当たりの均等割額(10,800) 所得割額 = 世帯の旧ただし書き所得 × 所得割料率(1.98/100)

※限度額 17万円

介護納付金賦課額 = 均等割額 + 所得割額

× 1人当たりの均等割額(14,700) 均等割額 = 介護保険第2号被保険者数

所得割額 = 介護保険第2号被保険者の旧ただし書き所得 × 所得割料率(1.45/100)

※限度額 16万円

※旧ただし書き所得・・・・住民税の課税方式としては、既に廃止されている<u>旧</u>地方税法における住民税課税方式に関する条文の<u>ただし書き</u>として規定されていた方法を用いて算出される<u>所得</u>のこと。 総所得金額等から基礎控除のみを差し引くことで算出する。

(2) 保険料収納状況

ア現年分

	/ 74 / 74											
年	調	定	Α	収	納	В	還付	十未 済	f C	収納率		
度	件 数	金	額	件 数	金	額	件数	金	額	B/A	(B-C)/A	
	件		円	件		円	件		田	%	%	
20	2,564,458	15,641	,181,232	2,108,284	13,098	,428,124	5,027	22,27	78,323	83.74	83.60	
21	2,528,529	15,501	1,187,387	2,017,540	12,866	,809,033	4,641	22,01	3,164	83.01	82.86	
22	2,508,564	15,743	3,472,265	2,010,048	12,914	,979,443	4,866	22,52	22,484	82.03	81.89	
23	2,494,727	15,858	3,386,389	2,028,022	13,181	,780,885	4,800	22,66	60,613	83.12	82.98	
24	2,487,322	16,120	,887,195	2,011,299	13,359	,280,654	6,225	23,00	6,507	82.87	82.73	
25	2,457,438	16,557	7,496,699	2,015,450	13,876	,736,876	6,475	26,88	34,957	83.81	83.65	
26	2,421,158	16,723	3,510,259	2,001,644	14,106	,030,354	5,297	26,10	8,590	84.35	84.19	

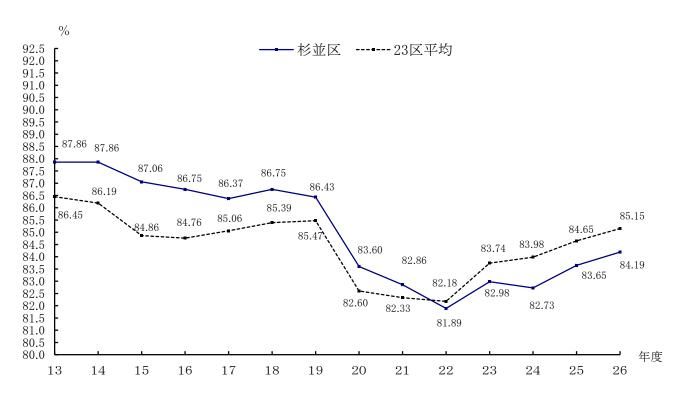
イ 滞納繰越分

年	調定A	収 納 B	還付未済C	収納率
度	金額	金額	金額	B/A (B-C)/A
	円	円	円	% %
20	4,351,199,285	1,286,060,143	3,544,127	29.56 29.48
21	4,585,991,461	1,299,864,080	1,149,518	28.34 28.32
22	4,849,809,718	1,370,027,820	1,658,621	28.25 28.21
23	5,175,740,180	1,571,884,669	1,784,881	30.37 30.34
24	5,046,268,977	1,605,530,454	2,620,135	31.82 31.76
25	5,449,684,175	1,687,004,445	2,627,002	30.96 30.91
26	4,958,996,012	1,697,259,702	2,897,009	34.23 34.17

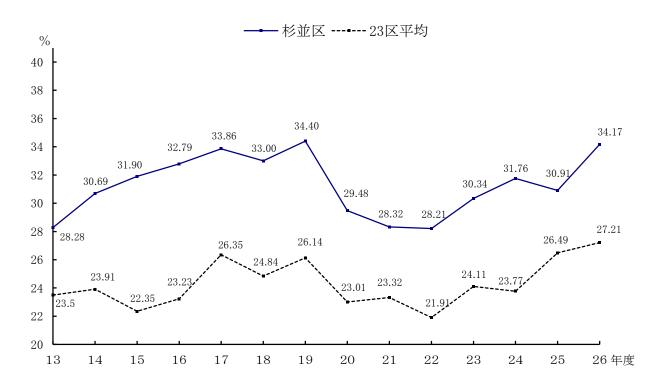
[※]調定額は、現年分・滞納繰越分ともに居所不明分を差し引いた調定額である。

(3)保険料収納率の推移

ア 現年分



イ 滞納繰越分



(4) 均等割、所得割、限度額世帯の世帯割合と保険料負担割合(当初賦課)

ア 世帯構成別の世帯数(当初賦課)

	均等割のみの世帯		所得割のある世帯		限度額の世帯	合 計	
	世帯	構成比	世帯	構成比	世帯	構成比	世帯
平成23年度	47,603	44.62%	55,665	52.17%	3,423	3.21%	106,691
平成24年度	46,095	43.72%	55,911	53.04%	3,421	3.24%	105,427
平成25年度	44,604	42.56%	56,888	54.28%	3,317	3.16%	104,809
平成26年度	43,806	42.23%	56,226	54.20%	3,698	3.57%	103,730
平成27年度	43,911	42.66%	55,491	53.91%	3,535	3.43%	102,937

[※]基礎賦課額(医療分)

イ 世帯構成別の調定額(当初賦課)

	均等割のみの世帯		所得割のある世帯		限度額の世帯	合 計	
	千円	構成比	千円	構成比	千円	構成比	千円
平成23年度	1,834,347	11.99%	10,999,258	71.86%	2,471,380	16.15%	15,304,985
平成24年度	1,777,032	11.33%	11,239,214	71.67%	2,665,280	17.00%	15,681,526
平成25年度	1,738,563	10.67%	11,808,581	72.44%	2,752,389	16.89%	16,299,533
平成26年度	1,743,237	10.55%	11,987,628	72.56%	2,791,308	16.89%	16,522,173
平成27年度	1,781,506	10.93%	11,955,652	73.38%	2,556,491	15.69%	16,293,649

[※]基礎賦課額(医療分)、介護納付金賦課額(介護分)及び後期高齢者支援金賦課額(支援金分)の合算額

(5) 保険料(現年分)負担額状況

年度	調気	它額	1人あたり収納額
十段	1世帯あたり	1人あたり	17への7/こり4人が1台只
	円	円	円
22	147,823	101,567	83,293
23	150,194	103,387	85,926
24	154,126	106,509	88,258
25	159,489	110,934	92,971
26	162,837	114,164	96,295

(6) 保険料(均等割額)減額賦課状況

年	賦課期日	被保険者	7割》	咸額	5割	减額	2割	减額	合	計	軽減額合計
度	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	牲(攻(银口口)
	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	円
22	106, 979	155, 746	23, 455	28, 616	1,713	4,008	7, 952	11,808	33, 120	44, 432	1, 158, 519, 239
			21.92%	18. 37%	1.60%	2. 57%	7. 43%	7. 58%	30. 96%	28.53%	
23	106, 691	155, 142	23, 895	29, 314	1,804	4, 237	8, 047	11, 933	33, 746	45, 484	1, 211, 978, 710
			22. 40%	18.89%	1. 69%	2. 73%	7. 54%	7. 69%	31.63%	29. 32%	
24	105, 427	152, 862	24, 145	29, 414	1,924	4, 579	8, 054	11, 919	34, 123	45, 912	1, 240, 813, 756
			22. 90%	19. 24%	1.82%	3.00%	7. 64%	7.80%	32. 37%	30.03%	
25	104, 809	151,083	24, 175	29, 176	1,922	4, 561	8, 271	12, 304	34, 368	46, 041	1, 277, 013, 776
			23.07%	19. 31%	1.83%	3. 02%	7.89%	8.14%	32.79%	30.47%	
26	103, 730	148, 358	24, 315	29, 303	6, 667	10, 654	6, 381	10, 947	37, 363	50, 904	1, 469, 180, 215
			23. 44%	19.75%	6. 43%	7. 18%	6. 15%	7.38%	36.02%	34.31%	

[%]表示は構成比 平成26年度から5割減額世帯拡大

(事業月報 退職者分含む)

(7)保険料一般減免状況

年 度	減	額	免	除	合	計
十 及	件 数	金 額	件 数	金 額	件数	金額
	件	円	件	円	件	円
22	641	18,767,287	24	806,332	665	19,573,619
23	696	19,607,327	38	2,190,114	734	21,797,441
24	711	24,058,737	48	1,497,907	759	25,556,644
25	705	22,346,094	34	1,286,800	739	23,632,894
26	747	28,046,486	36	1,483,998	783	29,530,484

8. 国保財政

(1) 平成26年度決算収支状況

ア歳入

	科目	予算現額	収入済額	予算現額に 対する増減	収入済額 構成比	1 人当り 収入額
		円	円	円	%	円
国月	R健康保険料 	16,253,143,000	15,803,290,056	△ 449,852,944	29.78	107,734
	事務費負担金	0	0	0	0.00	0
	療養給付費等負担金	10,221,474,000	10,746,721,917	525,247,917	20.25	73,262
_	高額医療費共同事業負 担金	357,394,000	330,458,037	△ 26,935,963	0.62	2,253
国庫支	特定健康診査・保健指 導負担金	100,372,000	100,372,000	0	0.19	684
出金	調整交付金	63,030,000	102,495,000	39,465,000	0.19	699
-11-4	特別対策費補助金	0	0	0	0.00	0
	災害臨時特例補助金	0	750,000	750,000	0.00	5
	∄ +	10,742,270,000	11,280,796,954	538,526,954	21.26	76,903
療養	& 給付費交付金	1,230,602,000	1,060,351,593	△ 170,250,407	2.00	7,229
前其	明高齢者交付金	8,565,124,000	8,565,124,798	798	16.14	58,390
	高額医療費共同事業負 担金	357,394,000	330,458,037	△ 26,935,963	0.62	2,253
都	特定健康診査・保健指 導負担金	100,372,000	100,372,000	0	0.19	684
支出	補助金	99,692,000	95,672,990	△ 4,019,010	0.18	652
金	調整交付金	2,591,568,000	2,817,236,000	225,668,000	5.31	19,206
	計	3,149,026,000	3,343,739,027	194,713,027	6.30	22,795
共同	司事業交付金	5,711,775,000	5,688,708,378	△ 23,066,622	10.72	38,781
₽ □	保険基盤安定繰入金	1,661,016,000	1,661,015,384	△ 616	3.13	11,323
繰入金	その他繰入金	5,117,146,000	4,117,146,000	△ 1,000,000,000	7.76	28,067
立.	計	6,778,162,000	5,778,161,384	△ 1,000,000,616	10.89	39,391
繰	越金	1,486,908,000	1,486,907,279	△ 721	2.80	10,137
その)他の収入	49,419,000	61,782,979	12,363,979	0.12	421
	合 計	53,966,429,000	53,068,862,448	△ 897,566,552	100.00	361,781

イ 歳 出

	科 目	予算現額	支出済額	残 額	支出済額 構成比	1人当り 支出額
総	務費	円 979,691,000	円 877,611,820	円 102,079,180	% 1.68	円 5,983
7,2	療養給付費	29,468,982,000	28,614,042,364	854,939,636	54.64	195,067
	療養費	744,098,000	684,994,643	59,103,357	1.31	4,670
	審査支払手数料	125,515,000	115,048,259	10,466,741	0.22	784
保	高額療養費	3,467,031,000	3,398,445,694	68,585,306	6.49	23,168
険 給	移 送 費	550,000	89,485	460,515	0.00	1
付費	出産育児諸費	285,158,000	274,693,763	10,464,237	0.52	1,873
	葬 祭 費	45,500,000	39,760,000	5,740,000	0.08	271
	結核·精神医療給付金	40,800,000	36,465,993	4,334,007	0.07	249
	計	34,177,634,000	33,163,540,201	1,014,093,799	63.33	226,082
老人.	医療費拠出金	1,000	0	1,000	0.00	0
保健拠	事務費拠出金	341,000	280,539	60,461	0.00	2
出金	計	342,000	280,539	61,461	0.00	2
前期高	前期高齢者医療費拠出金	5,964,000	5,519,045	444,955	0.01	38
齢者納	事務費拠出金	660,000	553,508	106,492	0.00	4
付金	計	6,624,000	6,072,553	551,447	0.01	41
後期高	後期高齢者支援金	7,780,458,000	7,779,887,238	570,762	14.86	53,037
齢者支援	事務費拠出金	738,000	553,508	184,492	0.00	4
援金	計	7,781,196,000	7,780,440,746	755,254	14.86	53,041
介護	菱納付金	3,418,152,000	3,414,570,784	3,581,216	6.52	23,278
共同]事業拠出金	5,989,184,000	5,867,802,318	121,381,682	11.21	40,002
保赁	建事業費	713,229,000	687,291,436	25,937,564	1.31	4,685
その)他の支出	600,377,000	569,738,664	30,638,336	1.09	3,884
予	備費	300,000,000	0	300,000,000	0.00	0
	合 計	53,966,429,000	52,367,349,061	1,599,079,939	100.00	356,998

(2) 国保財政状況

ア歳入

年	保 険	料	国庫支持	出金	療養給付費	交付金	前期高齢者	交付金	都支出	金	共同事業共同	司交付金	繰 入	金	繰越	金	その	他	合	計
度	収入額	対前年 伸 率	収入額	対前年 伸 率	収入額	対前年 伸 率	収入額	対前年 伸 率	収入額	対前年 伸 率	収入額	対前年 伸 率	収入額	対前年伸 率	収入額	対前年 伸 率	収入額	対前年 伸 率	収入額	対前年 伸 率
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
22	14,285,007	0.84	12,398,975	10.45	184,069	△ 84.63	5,529,200	△ 18.46	2,524,019	0.21	4,549,632	△ 9.07	6,875,306	8.11	2,018,410	30.25	72,731	20.46	48,437,349	△ 0.87
23	14,753,666	3.28	11,719,593	△ 5.48	1,313,682	613.69	8,635,591	56.18	2,451,653	△ 2.87	5,430,005	19.35	5,351,521	△ 22.16	1,616,727	△ 19.90	71,065	△ 2.29	51,343,503	6.00
24	14,964,811	1.43	11,325,620	△ 3.36	1,536,665	16.97	8,375,585	△ 3.01	3,202,202	30.61	5,490,653	1.12	6,869,186	28.36	1,496,957	△ 7.41	52,486	△ 26.14	53,314,165	3.84
25	15,563,741	4.00	11,307,019	△ 0.16	1,384,748	△ 9.89	8,765,923	4.66	3,299,029	3.02	5,644,394	2.80	6,278,541	△ 8.60	1,414,947	△ 5.48	65,982	25.71	53,724,324	0.77
26	15,803,290	1.54	11,280,797	△ 0.23	1,060,352	△ 23.43	8,565,125	△ 2.29	3,343,739	1.36	5,688,708	0.79	5,778,161	△ 7.97	1,486,907	5.09	61,783	△ 6.36	53,068,862	△ 1.22

イ 歳 出

年	総 務	費	保険給何	寸費	老人保健	処出金	前期高齢者	納付金	後期高齢者	支援金	介護納何	寸金	共同事業技	処出金	保健事	業費	その	他	合	計
度	支出額	対前年 伸 率	支出額	対前年 伸 率	支出額	対前年 伸 率	支出額	対前年 伸 率	支出額	対前年 伸 率	支出額	対前年 伸 率	支出額	対前年 伸 率	支出額	対前年 伸 率	支出額	対前年 伸 率	支出額	対前年 伸 率
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
22	1,035,343	14.64	31,451,044	2.17	129,101	119.24	10,852	△ 43.63	6,252,529	△ 7.66	2,761,150	8.32	4,487,861	△ 11.71	544,801	△ 1.36	147,941	20.46	46,820,622	△ 0.05
23	873,767	△ 15.61	32,038,990	1.87	402	△ 99.69	20,468	88.61	6,911,611	10.54	2,995,411	8.48	5,673,890	26.43	591,954	8.66	740,053	400.24	49,846,546	6.46
24	857,199	△ 1.90	33,189,777	3.59	340	△ 15.42	7,972	△ 61.05	7,569,316	9.52	3,198,022	6.76	5,684,011	0.18	605,961	2.37	786,620	6.29	51,899,218	4.12
25	906,878	5.80	33,283,667	0.28	301	△ 11.47	7,990	0.23	7,838,457	3.56	3,350,446	4.77	5,723,651	0.70	602,397	△ 0.59	523,630	△ 33.43	52,237,417	0.65
26	877,612	△ 3.23	33,163,540	△ 0.36	280	△ 6.98	6,073	△ 23.99	7,780,441	△ 0.74	3,414,571	1.91	5,867,802	2.52	687,291	14.09	569,739	8.81	52,367,349	0.25

(3) 1世帯当り費目別状況

 ア歳 入
 上段:金 額

 下段:構成比

/ ///	\ /\							_	1 1/2 117/	** =
年度	保険料	国庫支出 金	療養給付費交付金	前期高齢 者交付金	都支出金	共同事業 交付金	繰入金	繰越金	その他	合 計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22	134, 052	116, 353	1,727	51, 887	23, 686	42, 694	64, 519	18, 941	683	454, 542
	29.49%	25.60%	0.38%	11.42%	5. 21%	9.39%	14. 19%	4. 17%	0.15%	100%
23	139, 590	110, 883	12, 429	81, 704	23, 196	51, 375	50, 633	15, 296	672	485, 780
	28.74%	22.83%	2.56%	16.82%	4.78%	10.58%	10.42%	3. 15%	0.14%	100%
24	142, 967	108, 200	14, 681	80, 017	30, 592	52, 455	65, 625	14, 301	501	509, 340
	28.07%	21. 24%	2.88%	15.71%	6.01%	10.30%	12.88%	2.81%	0.10%	100%
25	149, 810	108, 836	13, 329	84, 377	31, 755	54, 330	60, 435	13, 620	635	517, 127
	28.97%	21.05%	2.58%	16. 32%	6. 14%	10. 51%	11.69%	2.63%	0.12%	100%
26	153, 775	109, 768	10, 318	83, 343	32, 536	55, 354	56, 225	14, 468	601	516, 390
	29.78%	21. 26%	2.00%	16. 14%	6.30%	10.72%	10.89%	2.80%	0.12%	100%

注1:端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

 イ 歳 出
 上段:金 額

 イ 歳 出
 下段:構成比

1 //19	ν Ц								1 4/2 : 117/9/	** =
年度	総務費	保険給付費	老人保健 拠 出 金	前期高齢 者納付金	後期高齢 者支援金	介	共同事業 拠 出 金	保 事業費	その他	合 計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22	9,716	295, 140	1, 212	102	58, 674	25, 911	42, 115	5, 112	1, 388	439, 370
	2.21%	67. 24%	0. 28%	0.02%	13. 37%	5. 90%	9.59%	1. 16%	0.32%	100%
23	8, 267	303, 133	4	194	65, 393	28, 341	53, 683	5, 601	7,002	471, 616
	1.75%	64. 28%	0.00%	0.04%	13.87%	6.01%	11. 38%	1. 19%	1.48%	100%
24	8, 189	317, 081	3	76	72, 314	30, 553	54, 303	5, 789	7, 515	495, 822
	1.65%	63. 95%	0.00%	0.02%	14. 58%	6. 16%	10. 95%	1. 17%	1.52%	100%
25	8, 729	320, 374	3	77	75, 450	32, 250	55, 093	5, 798	5, 040	502, 815
	1.74%	63. 72%	0.00%	0.02%	15.01%	6.41%	10.96%	1.15%	1.00%	100%
26	8, 540	322, 700	3	59	75, 708	33, 226	57, 097	6, 688	5, 544	509, 564
	1.68%	63.33%	0.00%	0.01%	14.86%	6. 52%	11. 21%	1.31%	1.09%	100%

注1:端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

(4) 被保険者1人当り費目別状況

 ア歳 入
 上段:金額

 下段:構成比

	が スプ							Ĺ	1 収・滑り	N P L
年度	保険料	国 庫 支 出 金	療養給付 費交付金	前期高齢 者交付金	都支出金	共同事業 交 付 金	繰入金	繰越金	その他	合 計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22	92, 096	79, 937	1, 187	35, 647	16, 272	29, 332	44, 325	13, 013	469	312, 277
	29. 49%	25.60%	0.38%	11.42%	5. 21%	9.39%	14. 19%	4. 17%	0. 15%	100%
23	96, 071	76, 314	8, 554	56, 232	15, 964	35, 358	34, 847	10, 528	463	334, 331
	28.74%	22.83%	2.56%	16.82%	4.78%	10.58%	10.42%	3. 15%	0.14%	100%
24	98, 754	74, 739	10, 141	55, 271	21, 132	36, 233	45, 330	9,879	346	351, 825
	28.07%	21. 24%	2.88%	15. 71%	6. 01%	10.30%	12.88%	2.81%	0.10%	100%
25	104, 129	75, 649	9, 265	58, 648	22, 072	37, 764	42,006	9, 467	441	359, 442
	28.97%	21.05%	2.58%	16. 32%	6. 14%	10.51%	11.69%	2.63%	0.12%	100%
26	107, 734	76, 903	7, 229	58, 390	22, 795	38, 781	39, 391	10, 137	421	361, 781
	29. 78%	21.26%	2.00%	16.14%	6.30%	10.72%	10.89%	2.80%	0.12%	100%

注1:端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

イ歳 出

上段:金額 下段:構成比

年度	総務費	保険給付費	老人保健 拠 出 金	前期高齢 者納付金	後期高齢 者支援金	介護納付金	共同事業 拠 出 金	保 事 業 費	その他	合 計
1,50	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22	6, 675	202, 766	832	70	40, 310	17, 801	28, 933	3, 512	954	301, 854
	2. 21%	67. 17%	0.28%	0.02%	13. 35%	5. 90%	9. 59%	1. 16%	0.32%	100%
23	5, 690	208, 627	3	133	45, 006	19, 505	36, 946	3, 855	4,819	324, 583
20	1.75%	64. 28%	0.00%	0.04%	13.87%	6.01%	11. 38%	1. 19%	1. 48%	100%
24	5, 657	219, 022	2	53	49, 951	21, 104	37, 509	3, 999	5, 191	342, 488
	1.65%	63. 95%	0.00%	0.02%	14. 58%	6. 16%	10. 95%	1. 17%	1. 52%	100%
25	6, 067	222, 684	2	53	52, 443	22, 416	38, 294	4,030	3, 503	349, 494
20	1.74%	63.72%	0.00%	0.02%	15.01%	6. 41%	10. 96%	1. 15%	1.00%	100%
26	5, 983	226, 082	2	41	53, 041	23, 278	40,002	4, 685	3, 884	356, 998
20	1.68%	63.33%	0.00%	0.01%	14.86%	6. 52%	11.21%	1.31%	1.09%	100%

注1:端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

平成26年度の国民健康保険事業の経費を 1,000円あたりに換算してみました。

国保加入者が病院等に 後期高齢者の方が 40歳~64歳の国保加 職員人件費、納付書等 かかった費用額のうち、 病院等にかかったときに 入者の介護保険分を納付 の印刷や郵送料、広報紙 の作成など、国保事業の 保険者が負担した額 保険者として負担した額 した額 運営に要した額 65.2P 16.8円 624.4円 148.6円 出産や死亡に対して 医療技術の高度化など 医療機関等から請求さ 夏季保養施設の利用や による高額な医療費の影 給付した額 れたレセプト内容の審査 特定健診・保健指導など 響を緩和するための事業 や、払いなどに要した額 の保健事業、結核・精神 参加に要した額 医療給付などに要した額 2.2円 6.0円 112.1円 24.7円

平成26年度の保険料等と保険給付費(医療費分)

収入額(千円)		医療費として支払っ	た額(千円)
保険料(医療分)	9, 467, 096	療養の給付費の支給に・・・	28, 614, 042
保険料の軽減に伴う収入	1, 661, 015	療養費の支給に・・・	684, 995
国や他の社会保険等からの収入	19, 408, 202	高額療養費の支給に・・・	3, 266, 005
第三者からの納付金等	42, 175	移送費の支給に・・・	89
合 計	30, 578, 488	合 計	32, 565, 131
収支差引			△ 1, 986, 643

注1:不足分は、前年度繰越金や一般会計からの繰入金により賄いました。

9. 保健事業

被保険者の健康保持増進を目的として、以下のような保健事業を実施しています。

(1) 特定健康診查・特定保健指導

平成20年4月に「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、各医療保険者には、糖尿病等の生活習慣病に着目した特定健康診査・特定保健指導を計画的に実施することが義務付けられました。

区では、平成20年6月に特定健康診査を、平成20年10月に特定保健指導を開始しました。国保加入者で年齢が40歳~74歳の方が対象です。対象者全員に受診券をお送りします。特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の疑いがある方等には特定保健指導の利用券をお送りしています。特定保健指導には「積極的支援」と「動機付け支援」の2つがあり、いずれも生活習慣の改善を目的としています。

特定健康診査・特定保健指導実施状況(国保連システム8月進捗・実績管理表による)

① 特定健康診査

年度	受診券対象者数	受診者数	受診率
2 6	人 85,533	人 45,083	48.1

② 特定保健指導

年度	種別	利用券対象者数	支援終了者数	利用率
2 6	動機付け支援	人 2,895	人 262	9. 1
20	積極的支援	1, 378	9 0	6. 5

(2) 夏季保養施設

夏季保養施設として、海・温泉の宿、温泉の宿を開設しました。

ア 開設状況等 (平成26年度)

					借	利用料	金(一泊)	二食、消費	税額込み)
区分	施設名	開設場所	開設期間	定員	上げ室数	大人	小人	乳幼児	食事不要の幼 児 (下段は布団 が必要な場 合)
海·温	旅館 立花	静岡県 熱海温泉		5名	1室	7, 560円	5, 292円	3, 780円 (4歳~ 未就学 児)	3歳以下無料 (2,160円)
泉の宿	いなとり荘	静岡県 稲取温泉		5名	1室	8,640円	6,048円	4,320円 (3歳~未 就学児)	2歳以下無料 (2,160円)
	ホテル天坊	群馬県 伊香保温泉		6名	1室	7, 560円	5, 292円	3, 780円 (4歳~ 未就学 児)	3歳以下無料 (2,160円)
	湯けむりの里 柏屋	栃木県 川治温泉	7月19日から 8月24日まで	5名	1室	7, 560円	5,400円	4,320円 (3歳~未 就学児)	2歳以下無料 (2,160円)
温泉の宿	ホテル春日居	山梨県 春日居温泉		5名	1室	8,640円	5, 400円	3, 240円 (4歳~ 未就学 児)	3歳以下無料 (2,160円)
	ホテル河鹿荘	神奈川県 箱根湯本温泉		5名	2室	8,640円	6,048円	4, 320円	無料 (3, 240円)
	湯回廊 菊屋	静岡県 修善寺温泉		5名	2室	8,640円	5, 400円	3, 780円	1,080円 (3,240円)

[※]利用料金の他に入湯税がかかる。

イ 平成26年度利用状況

	÷∕∵≑⊓. ∕z	室数	延べ 室数	利用室数	室利用率	延べ定員	利用人数	利用率
	施設名	室	室	室	%	人	人	%
海	旅館 立花	1	37	37	100.00%	185	127	68. 65%
温泉	いなとり荘	1	37	37	100.00%	185	121	65. 41%
	ホテル天坊	1	37	37	100.00%	222	123	55. 41%
	湯けむりの里 柏屋	1	37	37	100.00%	185	93	50. 27%
温泉	ホテル春日居	1	37	37	100.00%	185	124	67. 03%
	ホテル河鹿荘	2	74	74	100.00%	370	232	62. 70%
	湯回廊 菊屋	2	74	74	100.00%	370	210	56. 76%
	計	9	333	333	100.00%	1, 702	1,030	60. 52%

ウ 年度別利用状況

年度	旅 立 (37	花	ホラ 春日 (37		いなと (3.7			テル 坊 7室)	湯けむ 柏 (37	屋	ホラ 河 (7 4		湯回 菊 (7-4	屋
	利用室数	利用人員	利用 室数	利用人員	利用 室数	利用人員	利用 室数	利用人員	利用 室数	利用人員	利用室数	利用人員	利用 室数	利用人員
	室	人	室	人	室	人	室	人	室	人	室	人	室	人
21	_	_	_	_	34	109	37	109	35	114	_	_	73	228
22	_	_	_	_	37	82	37	95	37	83	74	178	74	173
23	_	_	36	118	37	130	37	106	36	101	74	235	72	236
24	37	114	35	108	37	114	37	128	37	118	74	230	74	227
25	37	132	37	108	37	122	37	121	37	95	73	223	74	213
26	37	127	37	124	37	121	37	123	37	93	73	232	74	210

(3) 医療費通知

被保険者に健康に対する認識を深めていただくこと等を目的として、かかった医療費を世帯主宛に通知しています。

① 通知内容

・受診年月に関すること。 ・受診した(施術を受けた)医療機関等の名称に関すること。

・受診者に関すること。 ・入院・通院・歯科・薬局・接骨の区別に関すること。

・医療費の額に関すること。・入院・通院の日数(薬局は回数)に関すること。

② 通知状況

年 度	対 象 月	通知	月	通 知 世 帯 数	レセプト件 数
	月		月	世帯	件
	5		8	57,203	176,342
22	9		12	56,440	171,058
	※ 6		8	6,225	7,203
	※ 10		12	6,514	7,551
23	5		8	57,174	177,241
20	※ 6		8	6,209	7,208
24	4		8	58,809	190,931
21	8		12	57,954	177,065
25	4		8	59,660	188,478
20	8		12	57,752	176,532
26	4	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8	58,786	188,549
20	8		12	56,389	174,088

[※]対象月は平成23年度までは連合会での審査月、それ以降は診療月。

[※]柔道整復分の内容に関する通知(連合会での審査月)。なお、平成24年度以降は、 医療分に含む。

10. 趣旨普及

(1) 国保だより

号	数	発行年月	部 数	配布方法	主 な 内 容
1 5	6号	26年5月	120, 000	国保のてびき、わかりや すい国保に同封	・国保のてびき等の送付について ・保険料の変更について ・保険料の納付について ・資格喪失の手続きについて ・特定健康診査について ・夏季保養施設のご案内

(2) パンフレット

国保のてびき (冊子)・わかりやすい国保 (パンフレット)

発行年月	部数	配布方法	目 的	
26年5月	130, 000	国保だよりと同封し発送 (新規加入者等は窓口配付)	国民健康保険制度周知	

杉並区・国民健康保険の案内(外国人用)

発行年月	部数	配布方法	目 的
26年6月	2,600	窓口配布	外国人への国民健康保険制度周知

(3) ポスター

発行年月	部 数	配布方法	目 的
27年1月	1,600	区内医療機関に郵送、 庁内などに掲示	国保資格の加入、喪失の届け出についての周知

(4) 事業概要(すぎなみの国保)

発行年月	部数	配布方法	目的
26年11月	250	関係各課、各機関等に配付	国民健康保険事業および実績の周知

平成26年度事業年報

国民健康保険事業状況報告書(事業年報)A表

(平成26年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

事業開始年月日 平成26年 4月 1日

〇一般状况

スの他の保険終け	出産育児	葬 祭	傷病手当	出產手当	その他
その他の保険給付	420, 000 円	70, 000円	0円	0円	0円

			本年度末現在				
				(再揭) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
t	世 帯	数	102, 093				
被	総	数	145, 033	3, 272	40, 945	16, 165	3, 726
被保険者数	退職被保)険者等	2, 988	0			
数数	一般被	保険者	142, 045	3, 272	40, 945	16, 165	3, 726

			年度平均,				
				(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
1	世帯	数	102, 769				
被	総	数	146, 688	3, 660	40, 520	16, 313	3, 702
被保険者数	退職被保))	3, 090	0			
数	一般被色	保険 者	143, 598	3, 660	40, 520	16, 313	3, 702

	本年度末現在	年度平均
介護保険第2号被保険者数	51, 273	53, 087

Γ											年	度	平	均	
	標	準	負	担	額	の	減	額	状	況				1, 62	26

	本年度中増	転	入	社保離脱	生保廃止	出	生	後期高齢者 離脱	その他	計
被保険者	本于及中省		14, 341	23, 057	279		679	13	2, 810	41, 179
増減内訳	本年度中減	転	出	社保加入	生保開始	死	亡	後期高齢者 加入	その他	計
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		13, 864	22, 614	784		698	3, 526	2, 089	43, 575

本年度末現在	専	任	兼	任	計
事務職員数		69		1	70

	法定割合	その他
一部負担割合	1	0

備	作成者	
考	氏 名	卸

国民健康保険事業状況報告書(事業年報) B表(1) 様式 1 4

〇経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

(平成26年度)

都道府県 名 東京都 杉並区 者 保 険 名 都道府県・保険者番号 1 3 0 1 5

[1] 収入状況及び支出状況 ж 収 (再揭)後期高齢者 支援金等分 (再揭)後期高齢者 支援金等分 (再掲)介護分 (再掲)介護分 科 目 支出額 科 目 収入額 P 83 円 円 円 877, 611, 820 10, 468, 371, 135 **険者分** 医療給付費分 務 27, 711, 436, 331 3, 489, 360, 217 3, 489, 360, 217 療養給付費 後期高齢者支援金分 1, 313, 324, 432 1, 313, 324, 432 療養 648, 766, 613 介護納付金分 般被保険者分計 15, 271, 055, 784 1, 313, 324, 432 3, 489, 360, 217 小 28, 360, 202, 944 高額療養費 3, 266, 005, 326 医療給付費分 326, 147, 274 **険者等分** 般被保険者 保 109, 434, 116 高額介護合算療養費 1, 754, 328 109, 434, 116 後期高齢者支援金分 96, 652, 882 96, 652, 882 89, 485 介護納付金分 移送費 274 581 833 532, 234, 272 96, 652, 882 109, 434, 116 出産育児諸費 退職被保険者等分計 険 39, 760, 000 15, 803, 290, 056 1, 409, 977, 314 3, 598, 794, 333 計 葬 祭 諸 費 事務費負担金 育児諸費 給 国 2, 427, 997, 989 その他 36, 465, 993 10, 746, 721, 917 1,092,662,651 療養給付費等負担金 330, 458, 037 計 31, 978, 859, 909 高額医療費共同事業負担金 宙 付 918, 774, 123 特定健康診査等負担金 100, 372, 000 療養給付費療養費 130, 639, 155 0 高額療養費 普 通 調 整 交 付 金 特別調整交付金 102, 495, 000 高額介護合算療養費 46, 885 費 出 出産育児一時金補助金 750,000 移送費 金 1, 049, 460, 163 特別対策費補助金 /h 11, 280, 796, 954 1, 092, 662, 651 2, 427, 997, 989 115, 160, 189 審查支払手数料 療養給付費等交付金 1, 060, 351, 593 192, 393, 521 33, 143, 480, 261 計 前期高齡者交付金 8, 565, 124, 798 支援金等 後期高齢者支援金 7, 779, 887, 238 553, 508 高額医療費共同事業負担金 330, 458, 037 事務費拠出金 7, 780, 440, 746 100, 372, 000 7, 780, 440, 746 特定健康診查等負担金 都道 納付金等 前期高齢者納付金 5, 519, 045 2, 615, 100, 000 266, 346, 000 第一号都道府県調整交付金 府県 202, 136, 000 事務費拠出金 553, 508 第二号都道府県調整交付金 支出金 広域化等支援基金支出金 6, 072, 553 95, 672, 990 老人保健 医療費拠出金 そ 0 他 280, 539 谉 支 出 金 事務費拠出金 合 会 共同 280, 539 高額医療養共同事業交付金 1, 264, 536, 176 事業 交付金 3, 414, 570, 784 保険財政共同安定化事業交付金 4, 424, 172, 202 護納 付 3, 414, 570, 784 1, 302, 525, 270 140, 134, 230 1, 321, 832, 148 保険基盤安定(保険税軽減分) 高額医療費共同事業拠出金 共同 保険基盤安定(保険者支援分) 358, 490, 114 30, 370, 896 事業 保険財政共同安定化事業拠出金 4, 545, 962, 058 市 拠出金 その他 8, 112 基準超過費用 職員給与費等 566, 055, 195 特定健康診査等事業費 672, 077, 515 保健 出産育児一時金等 274, 693, 763 保健事業費 15, 213, 921 鹋 健康管理センター事業費 財政安定化支援事業 3, 276, 397, 042 直診勘定繰出金 മ 他 診 勘 定 その他の 支 589, 798, 604 直 0 他 の 61, 782, 979 52, 367, 349, 061 3, 414, 570, 784 7, 780, 440, 746 51, 581, 955, 169 6, 219, 185, 843 小 計(単年度支出) B 計(単年度収入) 2, 939, 491, 091 -785, 393, 892 -475, 079, 693 -1,561,254,903 単年度収支差 (A-B) 基金等繰入金 基金等積立金 G D 1, 486, 907, 279 前年度繰上充用金 越 市町村債(組合債) E 公 債 費(組合債費) H 収入合計 (A+C+D+E) 53, 068, 862, 448 支出合計 (B+F+G+H) 52, 367, 349, 061 収支差引残(収入合計-支出合計) 701, 513, 387 うち次年度への繰越金 701, 513, 387 うち基金等積立金 [2] 基金等保有額及び市町村債(組合債)の状況 0 基金等保有額(前年度末) 0 市町村債 (組合債) 残 高 0 类 C 金 繰 0 積 77 0 収支差引残のうち基金等積立金 J 0 その他増加額 0 の 他 減 少 額 基金等保有額(K-C+F+J+L-M) Ð [3] 資産・負債等の状況 (年度末現在) 負債及び純資産 <u>金額(円)</u> _金額(円) 科 目

	基金等保有額 a	0	繰上充用金(当年度赤字額) 8 📗	0
	次 年 度 へ の 繰 越 金 b	701, 513, 387	市町村債(組合債)残高 f	0
	貸付金等c	0	その他の負債 g	0
	その他の資産 d	0	負 債 合 計 (e+f+g)	0
	資 産 合 計 (a+b+c+d)	701, 513, 387	純 資 産 (資産合計 - 負債合計)	701, 513, 387
備			作成者	

ĘΩ 氏 名

様式14 (つづき)

国民健康保険事業状況報告書(事業年報) B表(1)(続)(平成26年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

〇経理状況

2. 保険料(税)収納状況(一般被保険者分)

(円)

		調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保	現年分	16, 185, 255, 441	13, 565, 675, 071	26, 001, 719	0	2, 619, 580, 370	175, 500
数	滞納繰越分	4, 836, 477, 937	1, 676, 515, 768	2, 863, 226	876, 068, 573	2, 283, 893, 596	275, 066
保険料 (税)	計	21, 021, 733, 378	15, 242, 190, 839	28, 864, 945	876, 068, 573	4, 903, 473, 966	450, 566

3. 保険給付等支払状況

(円)

			支払義務額	支払済額	徴 収 金 等	戻入未済額	未 払	額
٨	療養給付費	計	27, 676, 392, 964	27, 711, 436, 331	29, 044, 990	5, 998, 377		0
一保	旅货和的复	現年度分(再掲)	27, 676, 392, 964	27, 711, 436, 331	29, 044, 990	5, 998, 377		0
般 被険	療養費	計	647, 994, 840	648, 766, 613	672, 312	99, 461		0
	旅 食 貝	現年度分(再掲)	647, 994, 840	648, 766, 613	672, 312	99, 461		0
保給険	高額	療養費	3, 262, 314, 013	3, 266, 005, 326	1, 785, 149	1, 906, 164		0
険 者付	高額介語	嬳合算療養費	1, 754, 328	1, 754, 328	0	0		0
分費	移	送費	89, 485	89, 485	0	0		0
ν		の保険給付費	348, 948, 936	350, 807, 826	916, 151	1, 684, 742	74	12, 003
	後期高齢	者 支 援 金	7, 779, 887, 238	7, 779, 887, 238				0
	前期高齡	计者 納 付 金	5, 519, 045	5, 519, 045				0
	老人保健医	療費拠出金	. 0	0				0
	介護	內付金	3, 414, 570, 784	3, 414, 570, 784				0

4. 備考

収 納	率		
現 年 分 滞納繰越分	計		
83.82 % 34.67 %	72.51 %		
備		作成者	
考		氏 名	印

様式14-2 国民健康保険事業状況報告書(事業年報) B表(2) (平成26年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

4. 保険料(税) (医療給付費分) 賦課徵収状況(一般被保険者分)

均一・不均	(1)	(2)
一賦課の別	均一賦課	不均一賦課[]

保険料 の別 保険税	1) **	(2) 税	保険	料(税)	(1) 4方式	t ; ;		3 2方i		(4) その他				保険料		回 10		
保険料(税)	保険料軽減額	斗 (税) 頁	災害等減免額	穿による 頁	その他減免額			課限度額 える額	更を	符号		増減額		保険料調定額		(税)		
千円 15, 313, 440	1	千円 871, 793		千月 42 4	1	千円 1, 442			千円 755	1増・(2减			千円 288, 272 11, 046,		千円 046, 754		
	保険	料(税)	算定额	南内訳						料	(税)		率				
所得割	資産	注割	均	等割	平等	割		所得割		資産割	9	均等	割		平等割			
千円 10, 667, 960		千円 0		千F 645, 480		千円 0	1	e	% . 30		% 0. 00					P) 0		
69, 66 %		0.00 %	(30. 34 %	0.	00 %			. 50		0.00		02, 4					
課税対	对象額		課税	対象	保険料(院) 災	(害等	まによる	その	の他の	賦課限度額を課税対象			0=4=0	限度額			
所得割	資産	注割	世帯	数	軽減世帯	数 洞	免世	世帯数	減:	免世帯数	世帯数 超える世帯数		る世帯数 被保険者		以政 6本	(成)支积		
千円 169, 332, 699		千円 0	1	00, 939	35,	779		7		. 776		3, 598		3, 598 14		43, 379		千円 510
所得割の 算定基礎		脱総所得: 礎控除)	金額		说総所得金 種控除)	額 (③ 市町村民税の所得割額 ④ 市町村民税額等 ⑤そ		⑤その	他								
資産割の 算定基礎	①固定	官資産税	額等	2	固定資産	税のう	党のうち土地家屋に係る部分の額 ③その他											

備	作成者	
考	氏 名	印

様式14-3 国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(3) (平成26年度)

都道府県名	東京都
保 険 者 名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

5. 保険料(税)(後期高齢者支援金分)賦課徴収状況(一般被保険者分)

均一・不均	1	(2)	
一賦課の別	均一賦課	不均一賦課 []

保険料 の別 保険税	① **	(2) 税	保険料賦課に	料(税) 方式	(1) 4方式	(2 3方) 3		(4) その他				保険料	10
保険料(税)	保険料軽減額			災害等による そ)	賦課限度を 超える額	きを	符号	The state of the s	増減			段解(税) 関定額
千円 5, 223, 013		千円 190, 598		千F 145		手 円 , 100		千円 899	1増・(2减		96, 3	F円 808	千F 3, 708, 96
	保険	料(税)	算定額	内訳				料		(稍	?)		率	
所得割 資産割		割	均氧	序割	平等割		所得割		資産割		均等割			平等割
千円 3, 674, 520	520 0 1, 5		千月 548, 493	8, 493		F円 % 0 2.17 %			0.00			ET NO	F	
70. 35 %			29.65 %						0.00		10,0		·	
課税文	村象額		課税	対象	保険料(税) 💯	害等による	その	の他の	賦課	限度額を	課税	対象	賦課限度額
所得割	資産	割	世帯	数 軽減世帯数		減	減免世帯数 減免		免世帯数	超える世帯数		被保険者数		
千円 169, 332, 699		千円 0	1	00, 939	35, 7	79	7		776		4, 178		143, 379	千円 16
所得割の 算定基礎	\smile	・ 総所得: 礎控除)	金額	_	税総所得金額 ・種控除)	i	③ 市町村民	党の	所得割額	④ 市	町村民税	額等	⑤その	他
資産割の 算定基礎	(1) 固定資産税額等				固定資産税の	かう ち	5土地家屋に	係る	部分の額		37	の他		

備	作成者	
考	氏 名	印

様式14-4 国民健康保険事業状況報告書(事業年報) B表(4) (平成26年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

6. 保険料(稅)(介護納付金分)賦課徵収状況(介護保険第2号被保険者分)

均一・不均	(1)	(2)
一賦課の別	均一賦課	不均一賦課 []

保険料 の別 保険税	① 料	(2) 税	保険料 賦課方:		(1) 4方式	(2 3方		③ 2方式	,	(4) その他				保険料 徴収回	İ	10
保険料(税) 算定額	保険料軽減額	科 (税) 頁	災害等に 減免額	よる	その他の減免額)	賦課	限度額 る額	を	符号		増済			保険料(税)調定額	
千円 2, 093, 750		千円 149, 040		千円 千円 104 316							千円 193					
	保険	料(稅)	算定額內	訳					料		(移	į)		率		
所得割	所得割 資産割 均等				平等割		所得割 資		資産割	産割 均等		等割		平等割		
千円 1, 253, 076	千円 千円 1, 253, 076 0		84	千円 0, 674			円 % 0 1.56							F5		円 0
59.85 %		0. 00 %	40.	0.00 9		0 %	%				0.00		10,			•
課税対	対象額	主割			保険料(税軽減世帯数	·			•	の他の 免世帯数		根度額を る世帯数	課税被保	対象 険者数	賦課	限度額
千円 80, 325, 387		千 円 0	46	, 744	15, 49)7		5		33		1, 641		54, 946		千円 140
所得割の 算定基礎				②課税総所得金額 (各種控除)		(3	多市町	「村民税	のF	所得割額	④ 市!	町村民税	額等	<u></u> ⑤その	他	
資産割の 算定基礎 ① 固定資産税額等 ② 固定資産税の							5土地家	家屋に仏	系る	部分の額		37	の他			

備	作成者	
考	氏 名	印

様式15 国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(1) (平成26年度)

〇 保険給付状況

1. 医療給付の状況 (1)全体

都 道 府 県 名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

				件 数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	療	養の給付等	争	2,099,409件	38, 128, 591, 689 円	27, 676, 323, 514円	8, 793, 458, 189円	1, 658, 809, 986円
	食	事療養・生活療養	変(再掲)	21, 152	555, 442, 221	368, 812, 761	177, 983, 760	8, 645, 700
	15	建事療養・生活	療養	27		69, 450	-69, 450	0
療		診療	費	1, 554	26, 805, 199	18, 800, 843	7, 823, 664	180, 692
	療	補装	具	1, 114	42, 697, 486	31, 121, 736	9, 325, 753	2, 249, 997
養		柔道整復	酮	88, 091	737, 677, 782	532, 731, 311	180, 651, 963	24, 294, 508
	養	アンマ・マッ	サージ	1, 875	58, 854, 600	43, 004, 102	13, 938, 699	1, 911, 799
費		ハリ・キ	ュウ	2, 242	30, 621, 225	22, 336, 848	7, 373, 794	910, 583
	費	その	他	0	0	0	0	0
等		小	計	94, 876	896, 656, 292	647, 994, 840	219, 113, 873	29, 547, 579
	移	送	費	. 2	89, 485	89, 485	0	0
		計		2, 194, 314	39, 025, 337, 466	28, 324, 477, 289	9, 012, 502, 612	1, 688, 357, 565

(2) 前期高齢者分再掲

				件	数	費	用額	保険者負	担分	一部負	担 金	他 法	負 担 分
	療養(の給付	*	1,	005, 663件	20, 595	, 839, 956 円	15, 336, 442	, 731円	4, 510, 44	_{10,583} 円	748,	956, 642円
	食事療	養・生活症	養(再揭)		11, 744		, 078, 992	201, 809	, 096	98, 21	1, 116	5,	058, 780
療	食事	京養・生	活療養		14			42	, 300	<i>→1</i>	12, 300	_	0
療養費	療	養	費		36, 810	400	, 980, 404	300, 783	, 035	80, 13	37, 429	20,	, 059, 940
等	移	送	費		0		0		0		0		0
		計		1,	042, 487	20, 996	, 820, 360	15, 637, 268	, 066	4, 590, 50	35, 712	769,	016, 582

(3) 70歳以上一般分再掲

Г		件 数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	療養の給付等	463, 127 件	9, 458, 922, 202 円	7, 548, 560, 914円	1, 369, 348, 881円	541, 012, 407円
	食事療養・生活療養(再掲)	5, 558	147, 311, 666	99, 460, 940	45, 783, 371	2, 067, 355
療	食事療養・生活療養	11		39, 500	-39, 500	0
療養費	療 養 費	17, 264	209, 250, 972	166, 575, 848	22, 615, 184	20, 059, 940
等	移 送 費	0	0	0	0	0
	計	480, 402	9, 668, 173, 174	7, 715, 176, 262	1, 391, 924, 565	561, 072, 347

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

			件	数	費	用	額	保険者負担分		一部負担金	他法負担	分
	療養の給付	等		99, 973 件	2, 028,	889,	222 円	1, 418, 566, 776	円	589, 544, 207円	20, 778, 2	39円
	食事療養・生活療	養(再掲)		1, 043		408,		11, 930, 794	- 1	6, 959, 240	518, 9	60
療	食事療養・生活	括療養		0				0		0		0
養	療養	費		3, 259	30.	497.	132	21, 347, 438		9, 149, 694		0
療養費等	移送	費		. 0			0	0		0		0
	計			103, 232	2, 059	386,	, 354	1, 439, 914, 214		598, 693, 901	20, 778, 2	39

(5) 未就学児分再掲

				件	数	費用	額	保険者負担分	F	8 負担金	他 法:	負担分
	療養	の給付	等		65,080件	751, 647,	898 円	600, 320, 374 ^F	9 2	29, 788, 795円	121,	538, 729円
	食事	療養(再掲)		490	4, 840,	578	2, 874, 518		1, 555, 180		410, 880
療	食	事 療	養		0			, Q		0		0
療養費等	療	養	費		156	2, 711,	929	2, 171, 145		148, 670		392, 114
等	移	送	費		0		0	0		0		0
		計		- A	65, 236	754, 359,	827	602, 491, 519	1	29, 937, 465	121,	930, 843

備	作成者	
考	氏 名	印

様式15-2 国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(2) (平成26年度)

都道府県名	東京都
保 険 者 名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

2. 高額療養費の状況

			合 第	分		単独	分				
			多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他	他法併用分	合 計	現物給付分 (再掲)
\$47 ¥46	件	数	2, 290	17, 174	1, 352	2, 882	12, 334	12, 238	8, 568	56, 838	34,336
総数	高額療養	費(円)	111, 241, 451	227, 066, 357	65, 187, 921	189, 703, 734	1, 755, 141, 466	281, 256, 229	632, 716, 855	3, 262, 314, 013	2, 720, 067, 794
(再掲) 前期	件	数	1, 879	16, 345	823	2, 324	8, 325	10, 156	4, 772	44.624	
即期 高齢者分	高額療養	費 (円)	76, 603, 034	199, 606, 864	37, 815, 438	114, 947, 069	1, 043, 529, 792	189, 681, 058	276, 967, 618	1, 939, 150, 873	
(再掲)	44	数	0	7, 035	0	1, 639	3, 850	2, 025	2, 220	16, 769	
70歳以上 一般分	高額療養	費(円)	0	84, 318, 853	0	60, 895, 325	397, 387, 901	111, 221, 241	68, 324, 602	722, 147, 922	
(再掲) 70歳以上現役	併	数	630	1, 706	44	55	632	428	362	3,857	
並み所得者分	高額療養	費(円)	20, 480, 243	28, 014, 056	1, 510, 800	6, 479, 152	126, 425, 232	17, 695, 437	26, 642, 089	227, 247, 009	
(再掲)	件	数	0	0	0	0	-58	124	138	204	
未就学児分	高額療養	費(円)	0	0	0	0	3, 626, 524	1, 636, 841	21, 242, 727	26, 506, 092	
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			長期高額	特定疾病該	当者数		386 人	

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	98
給付額 (円)	1, 754, 328

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件数(件)	648	568	0	0	32, 566	33, 782
給付額(円)	272, 160, 000	39, 760, 000	0	0	36, 385, 100	348, 305, 100

備	作成者	
考	氏 名	卸

国民健康保険事業状況報告書(事業年報) C表(3) 様式15-3 (平成26年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

5. 療養の給付等内訳					休 陕 白 石 17型区
(1)全体				. ₹	郎道府県・保険者番号 1 3
	件	数	B	数	費用額
- ##		22, 407 1, 060, 660		000 000 日	11 072 005 050円
診入院		22, 40/		322, 862	11, 973, 925, 950 ^円
療入院外		1, 009, 000		1, 722, 205	14, 197, 702, 900
費歯科	ļ	283, 919		541, 510	3, 469, 707, 060
小計		1, 375, 986	7	2, 586, 577	29, 641, 395, 975
調剤		720, 273	(892, 645 枚	
食事療養・生活療養	(21, 152)	(832, 061 回	555, 442, 221
訪問看護	m.,,===	3, 150		19, 808	211, 126, 370
<u>合</u> 計	<u> </u>	2, 099, 409		2, 606, 385	38, 128, 591, 689
(2)前期高齢者分再掲		244		2414	費用額
	件	数	В	数	
診 入 院		12, 253件		175, 763 日	6, 982, 136, 850
療入院外	<u> </u>	516, 452		888, 127	7, 645, 325, 458
費歯科		122, 482		238, 102	1, 476, 422, 550
小計		651, 187		1, 301, 992	16, 103, 884, 858
調剤		353, 375	(436, 859 枚	4, 107, 363, 326
食事療養・生活療養	(11, 744)	(451, 299 回	
訪問看護		1, 101		7, 420	79, 512, 780
合 計		1, 005, 663		1, 309, 412	20, 595, 839, 956
(3) 70歳以上一般分	<u></u> 再掲		,		
(O) / O NAVALL NAVA	件	数	日	数	費用額
		5, 782件 238, 077		A	
<u>計</u>		5, 782		83, 895	3, 201, 176, 190
	<u> </u>	200, 011		430, 712	3, 491, 070, 693
費歯科	ļ	52, 992		104, 841	664, 025, 900
小計		296, 851		619, 448	7, 356, 877, 983
調剤	<u> </u>	165, 787	(207, 031 枚	
食事療養・生活療養	[(5, 558)	(217, 903 回	
訪問看護		489		3, 449	36, 556, 930
<u> </u>		463, 127		622, 897	9, 458, 922, 202
(4)70歳以上現役並					
The state of the s	件	数	<u> </u>	数	費用額
診入院		1,110件 51,502		12, 042	682, 541, 760 ^円
7 7 11		51, 502		83, 042	759, 874, 045
//	-	12, 732		23, 529	141, 895, 660
費 <u> 一 </u>	 	65, 344		118, 613	1, 584, 311, 465
調剤		34, 528	7	41,764枚	
食事療養・生活療養	+,	1, 043)	\ \	28, 502 回	
	1	1, 043 7	->	711	7, 782, 770
<u>訪問看護</u> 合 計	<u> </u>	99, 973		119, 324	2, 028, 889, 222
	<u> </u>	99, 910		113, 024	2, 020, 000, 222
(5)未就学児分再掲	件	数		数	費用額
	<u> </u>	双	<u>Н</u>		П
診 入 院		620 ^件		4, 131	276, 679, 660
療入院外		35, 344		55, 596	305, 467, 490

			件数	日 数	費 用 額
診	入	院	620 ^件	4, 131 日	276, 679, 660 ^円
療	入	院外	35, 344	55, 596	305, 467, 490
費	歯	科	4, 415	6, 286	42, 654, 470
^	小	計	40, 379	66, 013	624, 801, 620
	調	剤	24, 578	(35,826枚)	112, 061, 380
03///	食事	療養	(490)	(7,610回)	4, 840, 578
	訪問	看 護	123	717	9, 944, 320
	合	計	65, 080	66, 730	751, 647, 898

作成者 備 氏 名 考 ĘΠ

国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報) E表(1) 退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(平成26年度)

〇一般状況

都 道 府 県 名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

							本年度末現在	(再掲) 未就学児
								(1-116)/ /(4/6-1-76
 世	帯	数	単	独	世	帯	1, 668	
	,tt),	3 X	混	合	世	带	780	
				職被	保 険	者	2, 494	
退職被保険者等数			被	扶	養	者	494	0
:				計			2, 988	0

							年	度	平	均	(再掲)未就学児
14	帯	数	単	独	世	帯			1,	707	
	,th,	30	混	合	世	帯			do on the Alberta	819	
			退	職被	保険	者			2,	577	
退職初	皮保険	者等数	被	扶	養	者				513	0
				Ī	+				3.	090	0

〇経理状況

1. 収入状況及び支出状況

1	又		入
	科	目	収入額(円)
保険料(税)	医療系	计費分	326, 147, 274
療養給	付費	交 付 金	605, 920, 802
繰	越	金	58, 483, 407
その	他の	収 入	119, 653
合		計	990, 671, 136

	支		出
	科	目	支出額(円)
	療養	給付費	902, 606, 033
医	療	養費	16, 168, 090
療	小	計	918, 774, 123
給	高 額	療養費	130, 639, 155
付	高額介	護合算療養費	46, 885
費	移	送費	0
		計	1, 049, 460, 163
	その他	の支出	2, 109, 700
	前年度緩	是上 充 用 金	, 0
	合	計	1, 051, 569, 863
			(円)

(円)

2. 保険料(税)収納状況

不納欠損額 未 収 額 居所不明者分調定額 調定額 収 納 額 還付未済額(別掲) 0 現 年 分 538, 430, 318 514, 246, 693 106,871 0 24, 183, 625 0 33, 783 4,667,092 100, 279, 124 滞納繰越分 122, 793, 141 17, 846, 925 532, 093, 618 0 661, 223, 459 140,654 4,667,092 124, 462, 749

3. 医療給付支払状況

徴収金等 戾入未済額 未 払 額 支払義務額 支払済額 0 902, 606, 033 0 902, 493, 501 112, 532 計 療養給付費 0 0 902, 493, 501 902, 606, 033 112, 532 現年度分(再掲) 0 0 5, 978 16, 162, 112 16, 168, 090 뒴 療養費 0 0 現年度分(再掲) 16, 162, 112 16, 168, 090 5,978 130, 639, 155 0 0 130, 639, 155 0 高額療養費 0 46,885 0 0 高額介護合算療養費 46, 885 0 0 0 0 0 送

4. 備考

収納率	現 年 分 滞納繰越	分 計		
42 491 44	95, 51 % 14, 53	% 80. 47 %		
備			作成者	
考			氏 名	钓

国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報)E表(2) (平成26年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

4. 保険料(税) (医療給付費分) 賦課徴収状況

均一・不均	(1)	(2)
一賦課の別	均一賦課	不均一賦課 []

保険料(税)	保険料(税)軽減額	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額 超える額	を符号	增減	或額	保険料(税) 関定額
千円 393, 235	千円 19, 531	千P (1	円 78, 2	F円 01 ① 僧・	2 減	千円 34, 289	千円 329, 792
	保険料(税)	算定額内訳						
所得割	資産割	均等割	平等割					
千円 289, 847	千円 0	千F 103, 388		円 0				
73. 71 %	0.00 %	26, 29 %	0.00 9	6				
課税文	村象額	課税対象	保険料(税)	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	
所得割	資産割	世帯数・	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数	
千円 4, 600, 747	千円 0	1, 773	806	0	0	125	3, 191	

備	作成者	
考	氏 名	的

国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報)E表(3) (平成26年度)

都道府県名	東京都
保 険 者 名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

5. 保険料(税)(後期高齢者支援金分)賦課徴収状況

均一・不均	(1)	(2)
一賦課の別	均一賦課	不均一賦課[]

保険料(税)	保険料(税)軽減額	災害等による減免額	その他の減免額		を符号	增減	或額	保険料(税)
千円 134, 299	千円 6, 510	千P (78 (1)僧	2減	千円 11,760	千円 110, 671
154, 299	υ, στ υ		'	20, 0	" U	Z 8%	11, 700	110,071
	保険料(税)	算定額内訳						
所得割	資産割	均等割	平等割					
千円	千円	千 千 千 千 千 千 千 千 千 千 千 十	千	-				
99, 836	0	34, 463	3	0				
74. 34 %	0.00 %	25.66 %	0.00 9	6		,		
課税交	才象額	課税対象	保険料 (税)	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数	
千円 4, 600, 747	千円 0	1, 773	806	0	0	140	3, 191	

備	作成者	
考	氏 名	印

様式 1[']8 国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報) F表(1) 退職者医療にかかる医療給付状況

(平成26年度)

〇 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1)全体

都道府県名	東京都
保 険 者 名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

		件 数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	療養の給付等	件	円	円	H	円
	想像の和り守	65, 958	1, 290, 653, 934	902, 493, 501	359, 864, 838	28, 295, 595
	食事療養(再掲)	651	15, 429, 224	9, 840, 244	5, 321, 720	267, 260
	食事療養	0		0	0	0
療	診療費	15	196, 292	137, 404	58, 888	0
	療補装具	36	1, 080, 146	756, 092	324, 054	0
養		2, 616	20, 397, 184	14, 277, 625	6, 119, 559	0
	養アンマ・マッサージ	26	436, 025	305, 215	130, 810	0
費		51	979, 680	685, 776	293, 904	0
l	費その他	0	0	0	0 .	0
等	小 計	2, 744	23, 089, 327	16, 162, 112	6, 927, 215	0
	移 送 費	0	0	0	0	0
	計	68, 702	1, 313, 743, 261	918, 655, 613	366, 792, 053	28, 295, 595

(2) 未就学児分再掲

		件 数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
ŀ	療養の給付等	件	円	円	円	円
Ι.	原食の和刊寺	3	10, 600	8, 480	0	2, 120
	食事療養(再掲)	0	0	0	0	0
療業	食事療養	0		0	0	0
養	療 養 費	0	0	0	0	0
食費等	移 送 費	0	0	0	0	0
	計	3	10, 600	8, 480	0	2, 120

2. 高額療養費の状況

			合 算	年 分		単 独	分				
			多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他	他法併用分	合 計	現物給付分 (再掲)
611 ¥4	纤	数	186	189	154	58	358	133	250	1,328	701
総数	高額療養費	(円)	6, 560, 683	13, 223, 137	11, 621, 000	5, 874, 838	64, 087, 860	8, 294, 499	20, 977, 138	130, 639, 155	87, 439, 335
(再掲)	件	数	0	0	0	0	0	o	0	0	
未就学児分	高額療養費	(円)	0	0	0	0	0	0	. 0	0	
						長期高額	特定疾病該	档 者数		11 人	

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	2
給付額(円)	46, 885

備	,	作成	者	
考		氏	名	ξŪ

様式 1 8 - 2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報) F表(2) 退職者医療にかかる医療給付状況

(平成26年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

4. 療養の給付等内訳

(1)全体

				ì	退 職 被 保 険 者	分	初	皮 扶 養 者 分	>
			件	数	日 数	費用額	件 数	日 数	費用額
診	入	院		件 622	日 8,410	円 388, 000, 360	件 56	日 625	27, 855, 310
療	入	院外		28, 142	44, 822	427, 390, 680	5, 343	8, 034	64, 412, 460
費	歯	科		7, 856	14, 783	89, 833, 900	1, 387	2, 527	15, 372, 330
Ĺ	小	計		36, 620	68,015	905, 224, 940	6, 786	11, 186	107, 640, 100
	調	剤		19, 029	(23,154枚)	225, 074, 950	3, 446	(4,205枚)	33, 706, 220
	食事	療 養	(596)	(21,260 回)	14, 392, 222	(55)	(1,583回)	1, 037, 002
	訪問	看 護	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	60	278	2, 865, 140	17	74	713, 360
	合	青		55, 709	68, 293	1, 147, 557, 252	10, 249	11, 260	143, 096, 682

(2) 未就学児分再掲

			:			被扶着	養 者 分		
				件	数	日	数	費用	額
	7		r). L		件		B		円
診			院		0		0		0
療	入	院	外		1		1		3, 400
費	歯		科		1		1		5, 140
良	小		計		2		2		8, 540
	調	貣	FI]		1	(1 枚)		2, 060
	食事	療	ŧ	(0)	(0 回)		0
-95	訪問	看記	隻		. 0		0		0
	合	ā	†		3		2		10, 600

備		作成者	-
考	·	氏 名	FD FD

すぎなみの国保

平成27年度版 平成27年11月発行

登録印刷物番号

27 - 0065

編集・発行 杉並区保健福祉部国保年金課 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 電話(03)3312-2111(代表)